

III 市町村の施策に関する国の施策一覧

No	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	対応する柱	市町村官民データ活用推進計画掲載時期	市町村の取組により期待される効果				市町村等への支援策	予算事業名	参考URL	国の施策番号	府省庁名①
							行政の効率化・コスト削減	地域社会・経済の活性化	住民生活の利便性・質の向上	住民生活の安全・安心の確保					
1	マイナンバーカードと電子委任状を活用した政府調達	マイナンバーカード・電子委任状を活用した電子調達の利用件数	電子応札率	- 電子委任状の普及の促進に関する法律(平成29年法律第64号)及び関係政省令・基本指針を平成29年度に施行。今後、マイナンバーカードと電子委任状に対応した電子調達システムの利用を促進していくことが必要。 -マイナンバーカード・電子委任状に対応した電子調達システムを開発し、平成30年度から順次利用開始。 -これにより、国の電子調達システムのオンライン利用を促進し、法人側の調達に係る負担を軽減。	手続における情報通信の技術の利用等	時期調整中	○	○			電子委任状に対応した電子調達システムや各種申請システムの開発に関するセミナーや講習会の開催を検討している。	-	-	01-05	◎総務省、経済産業省
2	デジタルファーストの実現に向けたシステム基盤の構築	デジタル手続法に基づく「情報システム整備計画」の策定	未設定(令和元年度中に検討)	- 行政手続等におけるオンライン化の徹底及び添付書類の撤廃等を実現するためには、デジタルを前提とした業務の見直し(BPR)を行った上で、オンライン手続を可能するとともに、行政機関間や民間まで含めた情報連携を可能とするシステム基盤の整備が必要。 -このため、内閣官房は各府省庁の協力を得て、令和元年内を目途に、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画を策定し、国及び地方公共団体の行政手続のオンライン化、本人確認や手数料支払いのオンライン化(オンライン手続時の手数料の減額等の優遇措置の検討を含む)、添付書類の撤廃を可能とする情報連携、既存のインフラを活用した情報システムの共用化、データの標準化やAPIの整備、セキュリティ対策や個人情報の保護等の安全性及び信頼性を確保するための措置、デジタルデバイド対策、国民等への周知・広報等に係る事項を盛り込む。各府省庁は、情報システム整備計画の策定に当たり、オンライン化や添付書類の省略の実現時期、情報システム整備の費用対効果及びオンライン利用率などをKPIを設定してその取組状況を毎年フォローアップする。 -これにより、デジタルファースト、ワンストップ・コネクテッド・ワンストップを実現し、利用者視点の行政サービスの実現に寄与。	手続における情報通信の技術の利用等	平成30年度から	○	○			サービス利用者と提供者双方の事務負担軽減を図るため、平成29年度末までに行政手続等の棚卸しを行い、住民票の写しや戸籍謄抄本の添付の実態を把握し、平成30年上半期までに、マイナンバー制度等を活用した住民票の写しや戸籍謄抄本等の提出不要化に向けた方策を取りまとめ、地方公共団体へ提供予定。	-	-	01-02	◎内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、関係府省
3	地方公共団体の行政手続のオンライン利用促進	「地方公共団体における行政手続のオンライン利用の状況」に関する調査・公表継続実施	未設定(令和元年度中に検討)	- 利用者の利便性向上や業務の効率化のため、行政手続のオンライン化が必要。 - 平成30年5月に策定した「地方公共団体オンライン利用促進指針」に基づき、地方公共団体は、必要に応じて官民データ活用推進計画に組み込んだ上で、行政手続のオンライン利用を推進。 -これにより、国民が窓口に出向かず各種行政サービスの申請をオンラインで完結できること、行政機関等からの情報をプッシュ型通知により受け取ることができること等を実現できる環境を整備。	手続における情報通信の技術の利用等	平成30年度から	○	○			国民等が窓口に出向かず各種申請をWeb上で完結できることや、行政機関等からの情報をWeb上でプッシュ型通知により受け取ることができるようにするため、地方公共団体が優先的に取り組むべき手続とその方策を平成29年度末までに取りまとめ、資料として提供予定。	-	-	01-06	◎総務省、内閣官房、全府省
4	金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)	預貯金等の照会に係るオンライン・ワンストップ化の方向性の取りまとめ(令和元年度前半)	未設定(令和元年度中に検討)	- 行政機関が税務調査等のため実施する、金融機関に対する預貯金等の取引状況に係る照会について、その多くは書面により行われているが、金融機関において回答する際に負担を生じており、行政事務に時間を要する等、課題となる場合がある。 - 平成30年度に金融機関及び地方公共団体が実施した実証実験や内閣官房が実施した実態調査の結果を踏まえ、内閣官房及び金融庁において関係府省や地方公共団体、金融機関等による検討会を令和元年度に設け、行政機関と金融機関間の預貯金等の照会のオンライン・ワンストップ化等について検討する。 -これにより、預貯金等の取引状況に係る照会及び回答がデジタル化され、金融機関における負担軽減及び行政機関における迅速かつ適正な行政事務の遂行を実現。	手続における情報通信の技術の利用等	時期調整中	○				行政機関が金融機関に対する預貯金等の取引状況に係る調査のオンライン・ワンストップ化について、関係府省や地方公共団体、金融機関等と連携して検討を行い、令和元年内に情報連携の方向性を取りまとめる予定。	-	-	01-07	◎内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、関係府省
5	子育てワンストップサービス等の推進	取扱機関数(地方公共団体等)	ワンストップサービスにより電子申請可能な手続数(地方公共団体ごとの対象手続数の合計)	- 来庁を前提とする手続(対面)や、オンライン化されていない手続(書面)が多く、申請者の手続に係る負担(時間、費用等)を縮減する必要性が存在。 - 子育てワンストップに関する調査では、平成29年度から市町村によるサービス検索及び電子申請を開始。さらに、マイナーポータルにおいて保育所入所申請に必要な就労証明書の電子化対応や、今後、障害児施設へのワンストップサービスの拡充等により、国民の利用を促進。また、妊娠から就学前までの官民の様々なサービスが最適なタイミングで案内され、ボタン一つで申請できるサービスの実現に向けて、本年度内にロードマップを策定する。これを踏まえ、具体的なサービス提供を来年度に一部自治体において開始し、令和5年度からの全国展開を目指す。 - 国民が窓口に出向かず子育てに関する官民の様々なサービスの申請をオンラインで完結でき、必要な情報をプッシュ型通知により受け取ることができる仕組みを活用し、国民の利便性向上や子育てに関する手続負担の軽減を実現する。	手続における情報通信の技術の利用等	平成29年度から	○	○			・「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」に基づき、子育てワンストップも含めた利便性向上の取組の推進。 ・子育てワンストップの導入状況等について地方公共団体への定期的なフォローアップを実施。 ・デジタルPMOによる各種情報提供等。	(マイナンバーカード利活用推進ロードマップ) http://www.soumu.go.jp/main_content/000472673.pdf	-	01-11	◎内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省
6	引越しワンストップサービスの推進	取扱機関数(地方公共団体等)	ワンストップサービスにより電子申請可能な手続数(地方公共団体ごとの対象手続数の合計)	- 引越しに際し、様々な行政機関や民間事業者に対して、ほぼ同一の情報を個別に届ける必要があり、住所変更手続の負担が課題。 - 平成31年4月に関係府省とともに取りまとめた方策に基づき、関係府省や地方公共団体、民間事業者等の協力の下、引越しポータルサイトによる手続に関するサービスについて令和元年12月までに実証実験を行う。実証実験の成果について令和2年2月までにガイドライン等として取りまとめるとともに、地方公共団体等において運用準備を行い、令和2年3月までに順次サービスを開始する。 -これにより、各種の住所変更手続の負担が軽減されることで、新しい生活のスマートなスタートアップを実現。	手続における情報通信の技術の利用等	令和元年度から	○	○			政府として行政手続等の棚卸結果等を踏まえ抽出した引越しに伴う手続を対象として、関係府省や地方公共団体、民間事業者とワンストップサービスの実現に向けて課題解決のための調整等を行って、平成31年4月に官民連携による具体的な方策やロードマップを取りまとめ、公表。また、引越しに伴う地方公共団体の手続について事務フローを見直し、手続を簡素化するためのガイドライン等を令和元年度中に取りまとめの予定。	-	-	01-13	◎内閣官房、内閣府、金融庁、警察庁、総務省、法務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、関係府省
7	死亡・相続ワンストップサービスの推進	総合窓口設置自治体支援ナビの構築	死亡・相続に関して遺族が行う手続の削減数	- 「死亡・相続」に関する手続は多数存在し、その大半がオンライン化されていない。我が国の年間死者数は直近で約130万人と増加傾向にあることからも、相続人の手続に係る負担やその手続を受ける行政機関・民間事業者等の負担軽減に向けた取組が必要。 - 平成31年4月に関係府省とともに取りまとめた方策に基づき、関係府省や地方公共団体の協力の下、地方公共団体が必要に応じて遺族を支援する仕組みについて令和元年12月までに実証実験を行う。実証実験の成果について令和2年2月までにガイドライン等として取りまとめるとともに、地方公共団体において運用準備を行い、令和2年3月までに順次サービスを開始する。また、相続手続の簡素化に向けた仕組みを構築すべく課題整理・方策検討を行う。 -これにより、相続人や行政機関・民間事業者の負担を軽減。	手続における情報通信の技術の利用等	令和元年度から	○	○			政府として行政手続等の棚卸結果等を踏まえ抽出した死亡に伴う手続を対象として、関係府省や地方公共団体、民間事業者とワンストップサービスの実現に向けて課題解決のための調整等を行って、平成31年4月に官民連携による具体的な方策やロードマップを取りまとめ、公表。また、地方公共団体が必要に応じて遺族を支援する仕組みについてガイドライン等を令和元年度中に取りまとめの予定。	-	-	01-14	◎内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、関係府省

III 市町村の施策に関する国の施策一覧

No	施策名	KPI(進捗)	KPI(効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	対応する柱	市町村官民データ活用推進計画掲載時期	市町村の取組により期待される効果	市町村等への支援策	予算事業名	参考URL	国の施策番号	府省庁名①		
						行政の効率化・コスト削減	地域社会・経済の活性化	住民生活の利便性・質の向上	住民生活の安全・安心の確保					
8	自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実	OSSの導入地域数、対象車種数、対象手続数	OSS利用率、OSS申請件数	- ワンストップサービス(OSS)の導入地域数については、平成30年度において、9地域で新車新規OSSが新たに導入され、合計38地域に増加。対象車種及び対象手続については、令和元年度の軽自動車OSSの導入に向けた準備を進めるとともに、平成31年4月より輸出・解体等に係る手続を追加するためのシステム改修を行った。また、OSSの利用率や申請件数の増加のためには、OSSを利用することによる更なる申請負担の軽減措置を講ずることが必要。このため、平成30年4月より、検査登録手続に係る手数料をOSS申請の場合と書面申請の場合で区分し、OSS申請の場合の手数料を引き下げるなどしたほか、継続検査等のOSS申請を行ってもなお必要となる運輸支局等への来訪を不要とするために必要な自動車検査証のICカード化に向けた制度整備に取り組んだ。 - 自動車検査証のICカード化による運輸支局等への来訪不要化に当たっては、OSSの利用が必要となることから、自動車検査証のICカード化に先立ってOSSが利用されるよう、令和元年度以後、OSSの周知活動を強化するとともに、ICカード化された自動車検査証の空き容量の民間活用(例えば、ICチップの空き容量を利用して過去の自動車関連情報を参照可能とすることができるなど)について検討し、令和5年1月を想定し、ICカード化した自動車検査証の交付開始に向けた準備を進める。 - これらの取組により、OSSの利用が促進され、申請負担が軽減される効果を期待。	手続における情報通信の技術の利用等	時期調整中	○	○		軽自動車OSS(継続検査(指定整備))については、令和元年5月7日から運用を開始している。 なお、同年9月の運用開始を予定していた軽自動車OSS(新車新規検査(型式指定車))については、軽自動車検査協会において、その円滑な運用を図る観点から、継続検査OSSの進捗状況を踏まえつつ、新車新規検査OSSに関する申請者側の関係システムの構築や事務作業の習熟等に係る準備期間を十分に確保した上で開始することとしている。	-	軽自動車OSSの運用開始について https://www.keikenkyo.or.jp/notice/2019/notice_20190426_007401.html	01-15	◎国土交通省、総務省、財務省、警察庁
9	企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化・ワンスオナリー化の推進	<オンライン・ワンストップ化> 各省等のシステムの改修 API仕様書の公開 <オンライン・ワンストップ化のサービスイン(令和2年11月頃)> <クラウドを活用した新しい提出方法・処分通知等> 対象手続や利用要件等について情報システム整備計画やモデル省令において記載 ロードマップに基づく検討を踏まえた対象手続に係る各省等のシステムの改修・マイナーポータルの機能追加 API仕様書の公開 クラウドを活用した申請・届出、処分通知等の実現(令和3年度以降)	<オンライン・ワンストップ化> 対象とした67手続のうちオンライン・ワンストップ化された手続数 APIの提供数 申請・届出に係る利用数 <クラウドを活用した新しい提出方法・処分通知等> APIの提供数 申請・届出、処分通知等に係る利用数	- 企業の生産性向上の観点から、従業員に関する社会保険・税手続の電子化・簡便化が重要。 - 従業員のライフィイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、マイナーポータルのAPIを活用したオンライン・ワンストップ化を令和2年11月頃から開始し、順次、対象手続を拡大する。また、社会保険労務士の電子署名等が必要な手続についても令和2年度中にマイナーポータルから行えるようにする。 - 社会保険・税手続の新たな方法として、金融機関による法定調書の提出に関して、クラウドサービス等を活用した企業保有情報の新しい提出方法に係るシステムの利用を令和3年度以降開始し、事業者の事務作業の負担を軽減する。また、国民・事業者の負担軽減を見込まれるその他の手続についても、令和4年度以降の対象拡大に向けて検討し、来年度中に結論を得る。さらに、年金関係をはじめ、行政機関等から事業者への処分通知等について、電子化の課題や方策等を検討し、令和3年度以降の順次対応を目指すとともに、活用拡大を検討する。 - これらの取組により、企業の負担を軽減し、生産性向上に寄与。	手続における情報通信の技術の利用等	令和元年度から	○	○		関係府省、ベンダ、経済団体等と連携・調整し、企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化を令和2年11月頃から開始できるよう取組を推進する。また、クラウド等を活用した行政機関等との間のデータ共有による新しい提出方法について、企業が行う社会保険・税手続において順次実施するとともに、行政機関等による処分通知等への活用も検討し、令和3年度以降順次実施(令和3年度以降順次実施)とした課題の最終整理及びロードマップを平成31年4月に策定し、公表。	-	01-18	◎内閣官房、厚生労働省、財務省、総務省	
10	住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化実施市区町村の数	住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子化実施市区町村の数		- 住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)について、電子データ(正本)の送付に対応した市区町村数が少數。 <特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)> - 平成30年6月において、特別徴収税額通知の正本の電子的通知に対応した市区町村は658団体(37.8%)。正本の電子化を行っていない市区町村に対して、導入の前倒しを含めた早期の対応について、継続的に助言等を実施。 <特別徴収税額通知(納稅義務者用)> - 平成30年度与党税制改正大綱において、「給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納稅義務者用)」については、電子情報処理組織(eLTAX)により特別徴収義務者を経由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないよう配慮しつつ検討する。」とされたことを踏まえ、実務的な検討を引き続き実施。 - 今後、電子化が進むことにより、官民双方の負担軽減を実現。	手続における情報通信の技術の利用等	平成29年度から	○	○		各市区町村に対し、平成28年7月15日付けで「個人住民税における特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化推進について(通知)」を発出し、特別徴収税額通知(正本)の電子化が、特別徴収義務者の事務の効率化や、特定個人情報の保護につながることを周知し、同通知(正本)の電子化に向けて取り組んでいただきよう要請している。 また、具体的な実施方法について、地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム(eLTAX)の地方団体専用等のホームページにて公開している。 今後も、機会を捉えて、各市区町村に対して、同通知(正本)の電子化に向けて、助言等を行っていく。	(一般の事業者が閲覧可能のページ) http://www.eitax.jp/www/contents/1403107599834/index.html	01-19	◎総務省	
11	産業保安手続のスマート化	電子化した手続の数(令和元年度中に27) 電子化した手続のオンライン提出率(令和元年度末40%)	電子化した手続のオンライン提出率(令和元年度末40%)	- 産業保安関係法令(電気事業法(昭和39年法律第170号)、ガス事業法(昭和29年法律第51号)、鉱山保安法(昭和24年法律第70号)、電気用品安全法(昭和36年法律第234号)等)の手続における事業者の申請手続数は毎年25万件に上るが、それらは現状紙申請であり、官民ともに大きな負担。 - 申請手続の件数が多い一部について、ユーザーの意見を取り入れなどサービスデザイン思考を用いて、電子申請システム「保安ネット」を構築し、令和元年度の段階的運用開始を目指す。 - これにより、官民の申請・審査業務の効率化を実現。	手続における情報通信の技術の利用等	時期調整中	○	○		産業保安法令手続きに係る審査業務の効率化や、電子申請システムを通じて得たデータの利活用について、都道府県が同手続き係るシステム開発を行う際のモデルケースとなることを目指す。	-	01-21	◎経済産業省	
12	公開ルールに基づくオープンデータの推進	各府省庁における棚卸リストの更新・公開(令和元年中に官民データに関する相談窓口ウェブサイトへの公開100%)	各府省庁における公開要望を踏まえて各府省庁が公開したオープンデータ数	- 「オープンデータ基本指針」に基づき、利用者ニーズを的確に反映しながら進めることが重要。 - 各府省庁は、官民データに関する相談窓口に公表した棚卸リスト(行政手続等開通及び統計開通)を隨時更新するとともに、データカタログサイト等からのオープンデータ公開要望を受け付け、ニーズに即した形でのオープンデータの公開を促進。IT総合戦略室は、各府省庁における対応状況のフォローアップを適宜実施。 - これにより、潜在的なものも含め、オープンデータに対する民間ニーズを把握し、それに即したデータ公開を促進。	官民データの容易な利用等	平成30年度から	○	○	○	・民間ニーズを把握し、それに即したデータ公開を促進するとともに、業務の効率化、データ政策立案への活用を進めため、地方公共団体でのデータの棚卸しの参考となるよう、各府省庁が保有するデータの棚卸リストを公表済。	(行政保有データの棚卸結果(統計開通)) https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/tanaoroshikekka_toukei.xlsx (行政保有データの棚卸結果(行政手続き等関連)) https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/tanaoroshikekka_te_tsuduki.xlsx	02-01	◎内閣官房、全府省庁	
13	オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催を通じた民間ニーズに即したオープンデータ化の推進	オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催数の増加	オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催を通じてオープンデータ化されたデータ数の増加	- オープンデータ官民ラウンドテーブルは、データの公開・活用を希望する者とデータを保有する府省庁が直接、オープンデータ化に向けた対話をを行う場として、これまでに「観光・移動」「インフラ・防災・減災・安心・安全」「土地・農業」分野を対象に開催。 - 令和元年度は、IT総合戦略室が「電子行政(統計等データ)」(内閣官房行政改革推進本部事務局と連携)、「健康・医療・介護・子育て」分野について開催するとともに、オープンデータ化に対するニーズに更に応えるため、警察庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、農林水産省及び防衛省を中心に、各府省庁における主体的な開催を促進。また、IT総合戦略室は各府省庁の取組についてフォローアップを行い、データの公開を促進。 - これにより、ニーズに即したオープンデータ化及びオープンデータを活用した新たなサービスの創出や諸課題の解決に貢献。	官民データの容易な利用等	平成30年度から	○	○	○	民間企業等データ活用を希望する者と、データを保有する府省庁等が直接対話する場を設けることにより、民間ニーズに即したオープンデータの取組や民間データとの組み合わせを含めた活用を促進することで、データの価値向上と多様なサービスの出現に貢献することを目的とし、オープンデータ官民ラウンドテーブルを開催。その中では、地方公共団体が保有するデータも含め、議論を行っており、その結果等を公表済。 また、地方公共団体自身がオープンデータ官民ラウンドテーブルを開催する際に参考となる手順書を公表済。	(オープンデータ官民ラウンドテーブル) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/data_tyutuseibi/kento_kai.html	02-02	◎内閣官房、関係府省庁	

III 市町村の施策に関する国の施策一覧

No	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	対応する柱	市町村官民 データ活用推 進計画掲載時 期	市町村の取組により期待される効果	市町村等への支援策	予算事業名	参考URL	国の 施策番号	府省庁名①		
							行政の効率化・コスト削減	地域社会・経済の活性化	住民生活の利便性・質の向上	住民生活の安全・安心の確保				
14	オープンデータ・バイ・デザインの推進	オープンデータ・バイ・デザイン取組対象情報システム数	オープンデータ・バイ・デザイン取組対象情報システムのうち、オープンデータの公開を開始したシステム数及び各システムにおけるオープンデータ数、当該データアクセス・ダウンロード数	- 行政手続や情報システムがオープンデータを前提としていないため、各府省庁が保有するデータのオープンデータ化が限定的でデータの活用が不十分。 - 「デジタル・ガバメント実行計画」及び各府省庁の中長期計画に盛り込まれた取組方針とスケジュールに基づき、全ての府省庁がオープンデータを前提とした情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うことを目指す。 - これにより、更なるオープンデータ化を推進し、新たなサービス創出や諸課題を解決。	官民データの容易な利用等	平成30年度から	○ ○			地方公共団体において、オープンデータ・バイ・デザイン(※)の考えに基づき情報システムや業務プロセスの企画等を行うことにより、オープンデータ数の増加、オープンデータ化するためのシステム開発や作業コスト(データ集計、データ更新など)の低減を図るため、以下の支援を実施 - 「オープンデータ基本指針」を踏まえ、今後、地方公共団体がオープンデータを推進する上で参考となるガイドライン及び手引書(簡易手引書の策定を含む)を改定し、平成29年12月に公表。 - 「デジタル・ガバメント推進方針」を踏まえ策定した「デジタル・ガバメント実行計画」の中で、オープンデータ・バイ・デザインの考え方を明記。 ※公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。	-	(ガイドライン) https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/opendata_guideline.docx (簡易手引書) https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/opendata_kanitebikisyoo.pptx (手引書) https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/opendata_tevikisyo.pptx (デジタル・ガバメント推進方針) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20170530/suisinbosin.pdf (デジタル・ガバメント実行計画) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/egov_actionplan.pdf	02-03	◎内閣官房、全府省庁
15	地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化の推進	地方公共団体におけるオープンデータ取組率(令和元年度に34回) 推奨データセットとして定義したセット数(令和元年度に4セット)	地方公共団体におけるオープンデータ取組率(令和2年度100%)	- 地方公共団体のオープンデータ取組率について、都道府県は平成30年3月に100%を達成。一方、市町村を含めた全体としては約24%(418団体。平成31年3月11日時点)。今後、都道府県とも連携しながら、市町村の取組促進を重点的に実行する。 - 地方公共団体が公開することが推奨されるデータセットの拡充及び普及啓発を進めるほか、地方公共団体職員等向けの研修の実施、オープンデータ伝道師や地域情報化アドバイザーの地方公共団体への派遣による研修・啓発活動、オープンデータ100などの優良取組事例の充実・横展開、地方公共団体がオープンデータ化に着手しやすいデータの周知などの取組を通じ、引き続き、令和2年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目指して推進。 - これにより、地域における新たなサービスの創出や諸課題を解決。	官民データの容易な利用等	平成29年度から	○ ○ ○			地方公共団体におけるオープンデータの取組を推進し、データを活用したアプリケーションの開発等による地域課題の解決や行政の効率化、民間事業者等との官民協働の促進を図るとともに、都道府県のオープンデータ公開サイトにおいて配下の市町村が共同でデータを公開する等の取組により、地域横断的な課題の解決等につなげながら、以下の支援を実施 - オープンデータ伝道師等の派遣 - 地方公共団体向けパッケージツールの提供 - 「オープンデータ100」の公開・拡充 - オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考となるよう公開することが推奨されるデータセット(推奨データセット)を策定し、政府CIOポータルにおいて公開。都道府県・市町村官民データ活用推進計画の雑誌へ反映。 - 地方公共団体職員向けオープンデータ研修の実施 - 民間ニーズと地方公共団体保有データの調整・仲介	<予算事業名> 地域オープンデータ推進事業	(オープンデータ伝道師) https://cio.go.jp/policy-opendata (パッケージツール) ■政府CIOポータルオープンデータページ https://cio.go.jp/policy-opendata (オープンデータ100) https://cio.go.jp/opendata100 (推奨データセット) https://cio.go.jp/policy-opendata (地域オープンデータ推進事業) http://www.soumu.go.jp/main_content/000349789.pdf	02-05	◎内閣官房、総務省
16	都市計画に関するデータの利用環境の充実	都市計画基礎調査情報(建物利用現況、土地利用現況等)のオープンデータ化の促進	オープンデータ化されたデータの様々な主体による利用の推進 都市計画基礎調査情報をオープンデータ化した地方公共団体数	- 平成30年度に都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン等を策定したが、今後、都市計画基礎調査情報のオープンデータ化を進めることは、更なる利活用環境の充実が必要。 - このため、ガイドライン等について全国の地方公共団体の担当者等に対する説明会・研修会の実施や利活用の例・分析手順の提示を行うとともに、効率的な都市計画基礎調査手法等の幅広い検討・整理、情報収集等を行う。 - これにより、都市計画基礎調査情報のオープンデータ化の促進やデータの利活用の推進を図る。	官民データの容易な利用等	平成31年度以降	○ ○ ○ ○			平成30年度に策定した都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン等の普及・理解促進のため、国土交通省が地方公共団体に対する説明会・研修会等を実施。	<予算事業名> 集約型都市構造化推進調査経費(都市計画情報を利用できる環境づくり検討調査)	都市計画基礎調査情報のオープン化に向けた取組 http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000049.html	02-06	◎国土交通省
17	政府衛星データのオープン化及びデータ利用環境整備	オープン化されたデータ数(年間数百TB程度のデータ数)、データへのアクセス数(年間一千万件程度)	新たなサービス創出の件数(件程度)	- 政府が運用する地球観測衛星のデータについては、ユーザーが利用可能な形式に処理された上での公開がされておらず、また、衛星データの加工には高い専門性や高価な設備・ソフトウェアが要求されることが産業利用の阻害要因。 - 宇宙をピックデータ基盤として位置付け、政府衛星データ(安全保障用途に係るものを除く)について、令和2年度までに、国際的な動向等も踏まえつつ、原則無償での利用によるオープン化及び利用者目線での具体的な開示方法等を整備。 - これにより他産業の生産性の向上や新たなサービス事業を創出。	官民データの容易な利用等	平成31年度以降	○ ○ ○			標準処理した政府衛星データを、AI機能を具備したプラットフォーム上に公開し、地方の民間企業、市区町村及び大学等が衛星データを利用した新規アプリケーション開発等を促進する環境を整備する。	<予算事業名> 政府衛星データのオープン化及びデータ利用環境整備・データ利用促進事業費	(宇宙産業ビジョン2030(2017年5月29日、宇宙政策委員会)) http://www8.cao.go.jp/space/hq/dai15/siryou2.pdf	02-22	◎経済産業省、国土交通省、文部科学省
18	訪日外国人観光客等に有益な観光情報のオープンデータ化推進(地方公共団体が保有する情報の公開促進を含む)	観光に資するデータの推奨データセットへの追加(令和元年度1件)	観光分野の推奨データセットを参考にオープンデータを公開した地方公共団体数	- 訪日外国人観光客等が増加しつつあるものの、観光関係情報のオープンデータ公開や、公開されるデータの標準化が進んでいない。 - 事業者等による新たな観光サービスの創出や多言語対応等を促進するため、オープンデータ官民ラウンドテーブルの議論等を踏まえ、観光に資する推奨データセットを新たに追加するほか、推奨データセットの中の観光分野のオープンデータ公開を促進するなど、令和2年度までに全ての地方公共団体で観光関係情報をオープンデータ化。 - これにより、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた訪日外国人観光客等への情報提供の充実及び新たな観光サービスを創出。	官民データの容易な利用等	平成29年度から	○ ○			地方公共団体において観光関係情報のオープンデータ化を進め、国内外のアプリ事業者や旅行代理店等が他の情報とのマッシュアップや多言語化することによる訪日外国人の利便性向上、集客増加等、地域経済の活性化を図るために、以下の支援を実施。 - オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考となるよう公開することが推奨されるデータセット(推奨データセット)を策定し、政府CIOポータルにおいて公開。 - 第1回オープンデータ官民ラウンドテーブルでの議論を踏まえ、「食品等営業許可・届出一覧」を推奨データセットとして平成31年3月に公開。	-	(推奨データセット) https://cio.go.jp/policy-opendata	02-13	◎内閣官房、国土交通省、総務省、文部科学省、厚生労働省
19	農業関係情報のオープンデータ化の推進	行政保有データ(統計関連・行政手続等関連)のオープンデータ公開数	オープンデータ公開数のうち、機械判読可能なファイル形式(CSV、XML、RDF及びJSON)の割合	- 現場での意見やオープンデータ官民ラウンドテーブル(土地・農業分野)での要望等を踏まえ、土壤、統計、研究成果、市況などの公的データについて、農業データ連携基盤等を活用して、順次オープンデータ化及び提供。 - 農林水産省独自の官民ラウンドテーブルを年1回程度開催してニーズを把握し、オープンデータ化の対象となる分野の拡大、より機械判読性の高い形式での提供を推進。 - これにより、農林漁業者の生産性向上や経営の改善に資するデータの利活用に寄与。	官民データの容易な利用等	平成30年度から		○		ベンダー、メーカー、生産者団体等のオープンデータ化のニーズを踏まえ、地方公共団体においてオープンデータ化することが望ましいデータを選定し、農業データ連携基盤等での提供を含め、適宜依頼していく予定。	-	-	02-14	◎農林水産省、内閣官房

III 市町村の施策に関する国の施策一覧

No	施策名	KPI(進捗)	KPI(効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	対応する柱	市町村官民データ活用推進計画掲載時期	市町村の取組により期待される効果	市町村等への支援策	予算事業名	参考URL	国の施策番号	府省庁名①			
							行政の効率化・コスト削減	地域社会・経済の活性化	住民生活の利便性・質の向上	住民生活の安全・安心の確保					
20	ICTを活用した歩行者移動支援の普及・促進に向けた取組の推進	オープンデータ化された箇所数(令和元年度15箇所)	サービスが実現された箇所数	- 高齢者や障害者、ベビーカー利用者など、誰もがストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築のため、あらゆる人々が自由にかつ自立的に移動できる環境の整備が必要。平成30年度の取組を踏まえ、施設管理者(地方公共団体を含む。)における空間情報インフラの整備、実証実験後にいかに民間事業者によるサービス創出につなげるかが課題。 - 令和元年度は、大規模イベント時において、高齢者や障害者を含む人々を対象としたナビゲーション等の実証を、民間事業者等と連携して行うほか、施設や経路のパリアフリーアクセスなどの移動に必要なデータのオープンデータ化を推進。 - これにより、令和2年までに主要空港から2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場まで屋内外シームレスな移動支援を可能とする民間サービスを実現。	官民データの容易な利用等	平成29年度から		○		取組を行う際のノウハウや先行事例等をとりまとめた下記ガイドライン等の提供。 ・「オープンデータを活用した歩行者移動支援の取組に関するガイドライン」(H29.3) ・「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様案」(2018.3) ・「歩行空間ネットワークデータ整備ツール(試行版)」 ・「パリアフリー・マップ作成ツール」 ・「屋内測位環境構築ガイドライン」等 歩行者移動支援サービスに関する下記オープンデータの紹介。 ・歩行者移動支援サービスに関するデータサイト	<予算事業名> 地理空間情報の実証検討経費 歩行者移動支援の普及・活用の推進	(ICTを活用した歩行者の移動支援の推進) http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_mn_000002.html (オープンデータを活用した歩行者移動支援の取組に関するガイドライン) http://www.mlit.go.jp/common/001177519.pdf (歩行空間ネットワークデータ等整備仕様案) http://www.mlit.go.jp/common/001177504.pdf (歩行空間ネットワークデータ整備ツール) http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_tk_000041.html (パリアフリー・マップ作成ツール) http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_tk_000043.html (歩行者移動支援サービスに関するデータサイト) https://www.hokouukan.go.jp/top.html (高精度測位社会プロジェクト) http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk1_000091.html	02-20	◎国土交通省	
21	公共交通分野におけるオープンデータ化の推進	実証実験にデータを提供した事業者の数	実証実験を踏まえ、オープンデータ化した事業者の数	- 公共交通機関における運行情報等のオープンデータ化は、利用者利便の向上につながる新サービスの創出を促進するが、民間の主体的なオープンデータ化を推進するに当たっては、メリットや費用対効果、データ管理の在り方等が課題。 - このため、令和元年度においても、「公共交通分野におけるオープンデータ推進に関する検討会」において継続的に検討するとともに、利用者の円滑な移動に資する駅構内図、施設情報等をオープンデータとして整備・提供し、オープンデータを活用した情報提供の実証実験を官民連携して実施。 - これにより、民間の主体的なオープンデータ化が促進され、利用者への情報提供が充実。移動制約者や訪日外国人を含め、誰もがストレスフリーで移動できる環境が実現し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における円滑な輸送にも寄与。	官民データの容易な利用等	時期調整中		○	○	・公共交通分野におけるオープンデータの推進に向けた機運醸成を図ることを目的として、平成29年3月に官民の関係者で構成する「公共交通分野におけるオープンデータ推進に関する検討会」を設置し、諸課題について検討を行い、同年5月に中間整理をとりまとめるとともに、「東京公共交通オープンデータチャレンジ」などと連携し実証実験を実施。	<予算事業名> 日本版MaaS推進・支援事業 (旧:公共交通分野におけるオープンデータ化の推進(H30年度)、新モビリティ・サービス基盤構築事業(R元年度)) (第3回東京公共交通オープンデータチャレンジ) https://tokyochallenge.odpt.org/	02-21	◎国土交通省		
22	介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供	「介護サービス概算料金の試算」機能のアクセス数	介護サービス情報公表システムのアクセス数	- 介護サービスの利用者が、自身に合った適切なサービスを選択可能となるよう、事業所選択に当たっての支援を行うことを目的として、事業所に対し、介護サービス情報の公表を義務付けるなど介護サービス情報公表システムを運用している。平成30年度は、「介護事業者選択に資する情報の分かりやすい表示への見直し」として、利用者・家族向け情報と専門職向け情報への再編や、「情報公表システムにおける利用者の選択に資する機能の追加」として、各種サービスを組み合わせて利用する場合の総費用の簡易な試算機能の追加といったシステム改修を実施。 - 令和元年度以降も、利用者の自身に合った適切な事業所選択に資するという観点から、これら活用できる機能の周知などを含めた、介護サービス情報公表システムの普及・促進のための方策を検討していく。 - これにより、介護サービス情報公表システムの利用者である国民の利便性の向上を図る。	官民データの容易な利用等	平成29年度から			○	-	-	介護サービス情報公表システム整備等事業	(介護サービス情報公表システム) http://www.kaiokensaku.mhlw.go.jp/	02-24	◎厚生労働省
23	保育所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報を公開促進	令和2年までに、保育所等に関する有益な情報をオープンデータ化した地方公共団体の割合	未設定(令和元年度中に設定)	- 保護者の選択に資するような、保育所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報のオープンデータとしての公開が必要。 - 引き続き、地方公共団体に対して、二次利用可能なオープンデータとして公開するよう働きかける。また、保育所に関する有益な情報については、インターネット上で直接閲覧できるシステムを構築・運用する機関を内閣府において選定し、令和元年度に情報公表運用機関においてシステム構築し、令和2年度から運用開始できるよう調整中。 - これにより、小学校就学前の子供に対し、保護者が適切かつ円滑に教育・保育を受けさせる機会の確保につなげる。	官民データの容易な利用等	平成31年度以降			○	子ども・子育て支援全国総合システムから保育所に関する情報をオープンデータとして利用可能な形で出力できるようシステムの改修を検討する。	-	(子ども・子育て支援全国総合システム) https://www.sukusuku-japan.cao.hq.admix.go.jp/kodomo/index.html	02-25	◎厚生労働省、◎内閣府、内閣官房	
24	基盤となる地理空間情報等の整備・提供	地理院地図への反映率、電子基準点の観測データの取得率	地理空間情報ライブラリー利用数	- 民間事業者等による地理空間情報に関するサービス・産業活用が進められている中、地理空間情報高度活用社会(G空間社会)の実現に向け、基盤となる地理空間情報等を整備し利用しやすい形で提供することが必要。 - そのため、基盤地図情報・電子国土基本図を国・地方公共団体等との連携の下、道路等の重要項目は頻度の向上を図りつつ、着実に更新を実施するとともに、地理空間情報ライブラリーの内容の充実・機能追加等サイト改良を実施。また、引き続き電子基準点による安定的な位置情報の提供に加え、今後新たに整備される測位衛星についても安定して観測データを提供できるよう対応。 - これにより、基盤となる地理空間情報等が利用者にとって利用しやすい形で整備・提供され、更に利便性が向上することで、地理空間情報の活用の促進及び新サービス・産業等の創出を期待。	官民データの容易な利用等	平成29年度から			○	-	-	-	(地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)) https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=419AC100000063 - 第5条(地方公共団体の責務) - 第17条(地図関連業務における基盤地図情報の相互活用)(電子地形図25000の更新情報) https://www.gsi.go.jp/kibanjoho/kibanjoho40073.html (数値地図(国土基本情報)の更新情報) https://www.gsi.go.jp/kibanjoho/kibanjoho40044.html (基盤地図情報ダウンロードサービス) https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php	02-28	◎国土交通省
25	防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕組みの構築	実災害対応・訓練後にISUTの対応について検証を実施する。	検証を踏ましたISUTの運用を行う。	- 災害対応にあたる者の迅速かつ確かな意思決定を支援するため、災害状況をより迅速かつ体系的に把握する仕組みを検討する必要がある。 - 令和元年度から災害対応現場における情報収集・整理を支援するチームであるISUT(Information Support Team)の本格運用を開始し、現場で対応に当たる者の災害状況のより迅速かつ体系的な把握に寄与するよう機能向上を図る。 - これにより、災害が発生した際、災害対応にあたる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。	官民データの容易な利用等	平成30年度から			○	効果的な災害対応を行う上で必要な情報・データについて、情報の所有者等との調整を踏まえ、その提供手法や提供期間、提供対象等のルールについて平成29年度中に検討を行い、円滑に情報共有するための仕組みを構築するとともに、関係情報について地方公共団体へ適宜提供を実施。	-	(災害時情報力タログ) http://www.bousai.go.jp/kaigirep/saiga_jiyouhub/index.html	02-30	◎内閣府、関係府省庁	
26	国・地方公共団体の所有する法人情報に係るデータへの法人番号活用の促進	法人番号欄を設定している手続数	法人番号の併記率	- 国・地方公共団体が法人に係る情報を公開する際には、法人番号の併記を原則とし、その利活用推進のため、所要の関連手続の様式等に法人番号欄を設ける等の見直しを行なう。	官民データの容易な利用等	平成30年度から			○	平成30年度中に、法人番号の併記にかかる標準フォーマットを地方公共団体に展開し、法人番号併記を促進する。	-	-	02-35	◎内閣官房、関係府省庁	

III 市町村の施策に関する国の施策一覧

No	施策名	KPI(進捗)	KPI(効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	対応する柱	市町村官民データ活用推進計画掲載時期	市町村の取組により期待される効果	市町村等への支援策	予算事業名	参考URL	国の施策番号	府省庁名①		
							行政の効率化・コスト削減	地域社会・経済の活性化	住民生活の利便性・質の向上	住民生活の安全・安心の確保				
27	IoT推進コンソーシアム等を通じた身近な地域におけるIoTプロジェクトの創出等	地域未来投資促進法で支援を行った企業数(令和2年度までに2,000社)	未設定(令和元年度中に設定)	- IoT推進コンソーシアムにおいては、産業競争力を強化するため、先進的なIoTプロジェクトの選定・発掘や産業データを活用したデータ分析コンテストの開催等を通じて、IoT・AI・ビッグデータ等を活用した革新的モデル事業の創出や支援等を実施し、着実な実績を上げてきたところ。 - 令和元年度からは、官民における各種支援策の拡大やIoT・AIの利活用における環境整備の進展状況を踏まえた取組の見直しを実施し、地方版IoT推進ラボの取組やユーザー企業向け講習会などのIoT人材育成等を通じて、地域におけるIoT利活用の更なる浸透を図る。また、これらの取組や地域未来投資促進法を活用し、令和2年度までに2,000社への支援を目指す。 - これにより、IoT・AI・ビッグデータ等を活用した地域の課題解決・新事業創出等に向けた取組の創出・発展を図る。	その他	平成31年度以降	○			経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構(IPA)において、地域におけるIoTプロジェクト創出のための取組を「地方版IoT推進ラボ」として選定し、支援。	<予算事業名> 独立行政法人情報処理振興機構運営費交付金の内数	(地方版IoT推進ラボ(経済産業省)) http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/local_iot-lab/ (地方版IoT推進ラボホームページ) https://local-iot-lab.ipa.go.jp	04-03	◎経済産業省、総務省
28	健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現	PHR実装主体数(令和2年度800)	PHR実装主体数(令和2年度800)	- 個人に関する健康・医療・介護等データ(PHR)は、医療機関・事業者等で閉じて利用されているため、本人が蓄積・利活用(他者への提供を含む。)することが困難な状況。 - 平成28年度から平成30年度までPHRを活用した具体的なサービスモデルの構築に向けた4つの研究事業及び分野横断的にPHRを収集・活用する情報連携技術モデルの構築に向けた2つの研究事業を実施。 - 令和元年度からは、当該研究事業の成果を踏まえつつ、民間事業者に必要なルールの在り方等を検討し、妊娠・出産・子育て支援や疾病・介護予防、生活习惯病重症化予防に資するPHRサービスの普及・展開を図っていく。 - このような取組により、健康寿命の延伸や社会保障費の適正化に貢献。	その他	平成31年度以降	○			平成28年度から30年度にかけて国立研究開発法人日本医療研究開発機構において「パーソナル・ヘルス・レコード(PHR)利活用研究事業」を実施。当該事業で開発されたPHRサービスモデル、構築されたプラットフォームについては、地方公共団体において活用可能な形での成果の公表や関係団体、市町村への説明等を実施。	<予算事業名> 医療・介護・健康データ利活用基盤高度化事業	-	04-05	◎総務省
29	匿名加工医療情報の利活用の推進	認定匿名加工医療情報作成事業者による医療情報の収集規模	匿名加工医療情報の利活用件数	- 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を推進するため、匿名加工医療情報作成事業者の認定等を内容とする医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。)を平成30年5月に施行。 - 今後、次世代医療基盤法を円滑に運用することが重要。 - 具体的には、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進するため、次世代医療基盤法に関する国民・患者の理解を促進し普及啓発を図る。	その他	平成30年度から	○	○	○	・匿名加工医療情報の利活用を促進する本制度の趣旨や具体的な内容について周知するため、平成30年5月に自治体宛施行通知を発出済。 ・法の趣旨、目的等について都道府県の職員の理解を深めるための研修等に際しては、必要に応じ国から講師派遣等を実施。	-	(次世代医療基盤法の施行について) http://www.kantei.go.jp/singi/kenkouuiryou/jisedai_kiban/houritsu.html ■自治体宛施行通知 http://www.kantei.go.jp/singi/kenkouuiryou/jisedai_kiban/pdf/h3005_sekou_tsuchi.pdf	04-06	◎内閣官房、内閣府、厚生労働省、経済産業省、文部科学省
30	マイナンバーカードの多機能化の推進	マイキープラットフォームへの参加地方公共団体数	マイキーID登録者数	- マイナンバーカードを 국민に浸透させるための多機能化が必要。 - 令和2年度の自治体ポイント実施のためのマイキープラットフォーム等の改修、地方公共団体や利用店舗の参加促進による利用環境の整備、利用者への効果的な広報、マイナンバーカードの取得の標準化等を進めます。また、本年末までにマイキープラットフォーム運用協議会への全地方公共団体の参加を促すとともに、市区町村と都道府県の連携体制を整備する。 - マイナンバーカードを用いた各種申請手続等での利活用案の検討や利活用策ごとの目標値の設定等を進め、国民の利便性を向上。	個人番号カードの普及及び活用	平成29年度から	○	○	○	令和2年度に実施予定の「マイナンバーカードを活用した消費活性化策」の実施に向けた環境整備事務に必要な経費に対して、個人番号カード利用環境整備費補助金を交付。	<予算事業名> マイナンバーカードを活用した消費活性化策	(電子自治体の推進) http://www.soumu.go.jp/denshijit/index.html	05-04	◎総務省
31	マイナンバーカード等への旧氏併記等	全国で旧氏併記の制度の施行	旧氏併記でマイナンバーカード等を発行した地方公共団体数	- 働く女性が勤務先など社会の様々な場面で旧氏等を用いる際に、容易に旧氏等を証明する手段が必要。 - マイナンバーカード等への旧氏併記の制度を令和元年11月から全国で開始予定。 - これにより、勤務先等社会の様々な場面で旧氏等を用いる際に、簡単かつ確実に旧氏等を確認することが可能。								05-05	◎総務省	
32	コンビニ交付サービスの導入推進	コンビニ交付サービス導入市町村の人口	コンビニ交付サービスによる各種証明書の交付通数	- 住民票の写しなどの各種証明書を取得するためには、地方公共団体窓口等で申請する手間が発生。 - 地方公共団体における住民票の写しなどの各種証明書において、マイナンバーカードを用いて取得するコンビニ交付サービスの導入促進を図り、令和元年度末までに1億人が利用できる環境を確実に構築するとともに、各団体において、住民票記載事項証明書や戸籍証明書などコンビニ交付サービスにより取得できる証明書の種類の充実を図る。 - これにより、国民のサービス利便性の向上及び地方公共団体の窓口負荷を軽減。	個人番号カードの普及及び活用	平成29年度から	○		○	・運用負担軽減策(運営負担金や委託手数料の引下げ、廉価版クラウドシステムの活用等)の実施。 ・地方財政措置の拡充(措置期限の延長、上限額の引き上げ) ・都道府県と連携し、説明会開催等を通じた最新情報を提供することで未導入市町村の導入を促す。	-	-	05-06	◎総務省
33	条件不利地域におけるICTインフラの整備	高度無線環境整備推進事業による光ファイバ整備世帯数(2017年度末時点で約98万世帯)の減少	光ファイバ未整備世帯数(2017年度末時点で約98万世帯)の減少	- 光ファイバの整備に対するこれまでの国の支援により、全国的な光ファイバ整備率は高い水準を実現。しかし、地理的条件が不利な地域では光ファイバの整備が遅れているため、5G・IoT・Wi-Fiなどの高度な無線環境の利用機会に地域間格差が生じるおそれがある。 - 今後、地理的条件が不利な地域において電気通信事業者等が行う5G等の高速・大容量無線局の前提となる光ファイバの整備に対し、支援を実施する。 - これにより、高度な無線環境の利用機会に関する地域間格差を是正し、5GやIoT等による地域活性化や地域の課題解決を促進する。	利用の機会等の格差の是正	平成29年度から			○	地理的な制約から民間事業者の投資による超高速ブロードバンド基盤の整備が困難な地方公共団体等に対し、高度無線環境整備推進事業等に要する経費の一部について、以下の支援を実施。 【高度無線環境整備推進事業】 ・地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、過疎地域・離島等の地理的に条件不利な地域において、地方公共団体等が、高速・大容量無線局の前提となる光ファイバ等の伝送路設備の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助。 (補助率:1/3、1/2、2/3) 【携帯電話等エリア整備事業】 ・地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な5G・LTE等の高速移動通信システムの整備を推進するため、離島等の地理的に条件不利な地域において、高速移動通信システムに必要な海底光ファイバ等の伝送路設備を整備する場合に、その事業費の一部を補助。 (補助率:1/3、1/2、2/3、4/5)	<予算事業名> 高度無線環境整備推進事業 携帯電話等エリア整備事業	(ブロードバンド基盤整備の支援制度) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband (携帯電話等エリア整備事業の概要(総務省電波利用ホームページ)) http://www.tele.soumu.go.jp/sys/fees/purpose/keitai/index.htm	06-01	◎総務省
34	条件不利地域等における携帯電話のエリア整備の推進	補助事業実施件数	未設定(携帯電話を利用することができないエリアの解消の具体的方策について検討し、本年夏頃までに結論を得る。)	- 地理的条件や事業採算性等の問題により、携帯電話を利用することができるないエリア(不感エリア)や現在の携帯電話システムの主流である3.9世代移動通信システム(LTE)以降のシステムが利用できないエリアがある。このため、不感エリアの解消やエリア内の通信方式の高度化及び利用可能なサービスの品質向上が必要。 - 災害発生時の連絡手段確保等の重要性から、登山道、緊急輸送道路及び災害時に避難所となる施設など、不感エリアの解消を促進するための具体的な方策について検討を行い、本年夏頃までに結論を得る。 - これにより、携帯電話を利用できるエリアを拡大し、緊急時等の安心安全の確保等を推進。	利用の機会等の格差の是正	平成29年度から			○	地理的条件や事業採算上の問題により携帯電話等のサービスを利用することが困難な地域がある。それらの地域において携帯電話等が利用できるようにするため、以下の支援を実施。 【携帯電話等エリア整備事業】 ・地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、地方公共団体が携帯電話等の基地局設置(鉄塔、無線設備等)、伝送路設施(光ファイバ等)を整備する場合に、当該基地局設置や伝送路設置の整備費用の一部を補助。 (補助率:1/3、1/2、2/3、4/5)	<予算事業名> 携帯電話等エリア整備事業	(携帯電話等エリア整備事業の概要(総務省電波利用ホームページ)) http://www.tele.soumu.go.jp/sys/fees/purpose/keitai/index.htm	06-02	◎総務省

III 市町村の施策に関する国の施策一覧

No	施策名	KPI(進捗)	KPI(効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	対応する柱	市町村官民データ活用推進計画掲載時期	市町村の取組により期待される効果 行政の効率化・コスト削減 地域社会・経済の活性化 住民生活の利便性・質の向上 住民生活の安全・安心の確保	市町村等への支援策	予算事業名	参考URL	国の施策番号	府省庁名①	
35	Webアクセシビリティ確保のための環境整備等	サービス及び研究開発に対する助成件数 JIS規格準拠に係る各公的機関への説明会回数(令和元年3件)	民間事業者向け「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成終了後2年経過調査結果を踏まえ更なる公的機関Webサイトのアクセシビリティ状況改善に向けた取組を促進。また、高齢者や障害者等に配慮した事業者による通信・放送サービスの充実を図るため、平成29年度から令和3年度までにかけて事業者等への助成を行い、進捗状況を確認。 これにより、デジタルデバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現。	高齢者や障害者など、ICTの恩恵を十分に享受できていない者が多く存在。 誰もが行政等のWebサイトを利用しやすくなるため、平成29年度の調査結果を踏まえ更なる公的機関Webサイトのアクセシビリティ状況改善に向けた取組を促進。また、高齢者や障害者等に配慮した事業者による通信・放送サービスの充実を図るため、平成29年度から令和3年度までにかけて事業者等への助成を行い、進捗状況を確認。 これにより、デジタルデバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現。	利用の機会等の格差の是正	平成29年度から		○ ○	地方公共団体において、Webアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組む際の取組の支援を目的とした手順書である「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を策定し公表するとともに公的機関への講習会・説明等を実施。	<予算事業名> 障害者・高齢者のためのインクルーシブ社会推進事業 通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業	(みんなの公共サイト運用ガイドライン) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html	06-06	◎総務省
36	IoT地域実装のための総合的支援	計画策定支援事業により策定された計画数(令和元年度:20件) 地域IoT実装推進事業により地域IoTを導入した地方公共団体数(令和元年度:67団体) 地域IoT実装推進事業により解決・改善した地域課題数(令和2年度:60件) 地域IoT実装推進事業により解決・改善した地域課題数(令和2年度:276件)	-超少子高齢化等が進展する地域においては、生活や産業の基盤が從来の形で維持できなくなりつつあり、IoT実装を通じた官民データ活用による課題解決が期待されるが、予算や人材の制約等により、地域における取組が進んでいない状況。 -民間活力を最大限に活用しつつ、地域におけるIoT実装を進めるため、令和元年度も引き続き、計画策定支援、地域情報化アドバイザー派遣などの人的支援、民間プラットフォームの活用をはじめとするデータ活用ルールの明確化、実業事業の支援等を総合的に実施。また、「地域IoT実装推進ロードマップ」のフォローアップ及び継続的な見直しを行うとともに、地域IoT実装状況に関する調査等により本施策の効果KPI及び更なる地域ニーズ把握を実施。 -このような取組により、成功モデルの横展開を含め令和2年度末までに800の地方公共団体において、生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出し、地域活性化を実現。	利用の機会等の格差の是正	平成29年度から		○	○地域IoT実装推進事業(補助事業) 「地域IoT実装推進ロードマップ」(平成28年12月とりまとめ、平成29年5月改定)におけるIoT実装の成功モデルの普及展開を推進するため、IoT実装に取り組む地域に対して、初期投資・連携体制の構築等にかかる経費を補助。 補助率:都道府県及び指定都市を除く地方公共団体並びに民間事業者について、事業費の1/2補助(補助額上限2,000万円)	<予算事業名[補助金名]> 地域IoT実装推進事業[情報通信技術利活用事業費補助金] 地域IoT実装のための計画策定・推進体制構築支援事業	○総務省 ICT地域活性化ポータル 「地域IoT実装推進事業」及び「地域IoT実装のための計画策定・推進体制構築支援事業」参照 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/support/index.html#anc01	06-08	◎総務省	
37	防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備推進	新規整備等件数	整備済箇所数(令和元年度までに約3万箇所)	- Wi-Fiは、高速・大容量の無線通信が可能であり、IoT社会を支える重要な社会インフラとして、早急な整備が求められている。 - 他方、Wi-Fi環境の必要性、防災面での有用性及び整備の推進について地方公共団体の知識や認識が不足していることから、地方での活用事例の創出等を進めるなど、普及促進を図ることが必要。 - 引き続き、国による支援を活用した整備、地方財政措置を活用した整備、自立的な整備等、官民連携して更なる整備の加速化をさせていく。	利用の機会等の格差の是正	平成29年度から		○	防災拠点(避難所・避難場所、官公署)及び被災場所として想定され災害発生時の情報伝達手段の強化が望まれる公的な拠点(博物館、文化財、自然公園等)におけるWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助する。	<予算事業名[補助金名]> 公衆無線LAN環境整備支援事業[無線システム普及支援事業費補助金]	(地方公共団体によるWi-Fi環境整備について) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/kyouzinka_sensei.html	06-11	◎総務省
38	民放ラジオ難聴解消支援事業	民放ラジオ難聴解消支援事業補助件数	難聴地域のAM放送局整備数	-これまで、平成30年度末のAM放送局(親局)に係る難聴地域解消のための中継局整備率は100%。 -今後、引き続き現行の施策を実施。令和元年度は5月に第1回の補助事業の交付決定を行い、10月頃に第2回の補助事業の交付決定を予定。 -これにより、難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進し、平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保。	利用の機会等の格差の是正	平成30年度から		○	平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行なうラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助。	<予算事業名> 民放ラジオ難聴解消支援事業	(民放ラジオ難聴解消支援事業(補助事業の申請要領等)) http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka02.html	06-13	◎総務省
39	放送ネットワーク整備支援事業	放送ネットワーク整備支援事業実施件数	ケーブルテレビ幹線の2ルート化等整備箇所数	-災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となるケーブルテレビネットワークについて、当該網切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から、次回網切断が想定される箇所等の2ルート化等を行う必要がある。 -引き続き現行の施策を実施し、令和元年度は第1四半期に補助事業の交付決定を予定。 -これにより、ケーブルテレビ幹線の2ルート化等を推進し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靭化を実現し、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供することを推進。	利用の機会等の格差の是正	平成30年度から		○	放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、次の費用の一部を補助。 【地上基幹放送ネットワーク整備事業】 放送局の予備送信所設備等、災害対策補完送信所等、緊急地震速報設備等の整備費用 【地域ケーブルテレビネットワーク整備事業】 ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用	<予算事業名> 放送ネットワーク整備支援事業	(地上基幹放送ネットワーク整備事業(補助事業の申請要領等)) http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka01.html (地域ケーブルテレビネットワーク整備事業(補助事業の申請要領等)) http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_kyujin.html	06-14	◎総務省
40	4K・8Kなどの高度な映像・配信技術の利用機会の均等	全国世帯に占める4K・8Kの視聴可能世帯の割合 高速無線LAN等が活用されたスタジアム等の数	4K・8Kの視聴世帯の増加	-4K・8K放送については、平成30年12月から開始した新4K8K衛星放送について、その魅力や視聴方法に関する周知広報の在り方を検討する必要。また、一部の旧式受信設備から電波が漏洩し他の無線局に混信が発生する可能性があるほか、CATVで視聴するためにはネットワークの光化が必要となることなどが課題。 -2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、全国の様々な場所で4K・8K等の視聴が可能となるよう、関係者と連携した周知広報活動を強化するとともに放送コンテンツのネット配信に係る実証及びケーブルテレビネットワークの光化への支援を進めるとともに、スマートフォン等の集客機能・利便性向上のため高速無線LANや高度な映像技術等を活用するなど、官民連携で必要な対策を推進。 -これらの対策によって、4K・8Kの視聴世帯の増加を推進。	利用の機会等の格差の是正	平成30年度から		○	条件不利地域等における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、超高精細度映像(4K・8K)の視聴環境の構築に資する観点から、市町村等が所有するケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部を補助。	-	(ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業(補助事業の申請要領等)) http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_fiber_emergency.html	06-07	◎総務省
41	Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施	情報伝達手段を多重化した地方公共団体数	地理的な制約、年齢、身体的な条件等に問わらず、全ての住民の迅速かつ確実な避難の実施	-国はこれまでにもJアラートによる緊急情報の発信を実施。 -引き続き、令和元年度もJアラートによって自動起動する情報伝達手段の多重化を進めるとともに、国と地方公共団体が連携した全国一斉情報伝達試験を実施することで、全ての国民が災害等の緊急情報を迅速かつ確実に受け取ることができる体制を構築。 -これにより、緊急情報を国から住民に迅速かつ確実に伝達。	利用の機会等の格差の是正	平成29年度から		○	財政措置(次の事業は緊急防災・減災事業債の対象)。 ・新型受信機の導入(平成30年度まで) ・情報伝達手段の多重化(平成31年度まで) 国と地方公共団体が連携した全国一斉情報伝達訓練の機会の提供。	<予算事業名> 危機管理の情報収集・伝達に要する経費	-	06-15	◎総務省
42	防災SNSの活用	現状のSNSを活用した情報収集をしている地方公共団体にヒアリングをした団体数	本年度中に、災害対応におけるSNS活用ガイドブックの見直し	-災害対応におけるSNSを活用した情報収集を進めるためには、災害時の人員体制の不足等の課題を解決する必要がある。 -災害対応におけるSNSを活用した情報収集については、災害発生時に他の自治体から職員が応援として派遣された場合に利用するツールとして活用することとし、現在のSNS活用ガイドブックを見直す。 -これにより、地方公共団体における災害対応時の情報収集を充実させる。	利用の機会等の格差の是正	平成29年度から		○	災害時において、即時性のある情報、局地的な情報を取得することを可能とし、収集情報の拡充を図るために、平成28年度に災害対応におけるSNS活用ガイドブックを公表し、全国の自治体へ配信。	-	(ガイドブック) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/seisaku/bunka/pdf/h2903guidebook.pdf	06-16	◎内閣官房
43	沖縄県における超高速プロードバンド環境整備事業	超高速プロードバンド環境整備市町村数 (本事業における整備市町村16)	未設定 (令和3年度の全市町村整備後に設定予定)	-ICT利用による利便性を沖縄全県的に等しく享受できるようにするために、通信事業者による自主整備が困難である地域を対象に超高速プロードバンド環境整備が必要。 -沖縄県において、超高速プロードバンド環境整備促進事業等を実施し、超高速プロードバンド環境整備を行い9町村の整備が完了。引き続き沖縄県において、超高速プロードバンド環境整備促進事業を行い令和3年度末までに残り7市町村の超高速プロードバンド環境整備を実施。 -これにより、整備した地方公共団体においてICT利用による利便性を等しく享受できる環境を実現。	利用の機会等の格差の是正	平成29年度から		○ ○	ICT利用による利便性を沖縄全県的に等しく享受できるよう、通信事業者による自主整備が困難である地域を対象に超高速プロードバンド環境整備を推進するため、沖縄振興特別推進交付金を活用した支援を実施。	<予算事業名> 沖縄振興特別推進交付金	(平成29年度沖縄振興予算について) http://www8.cao.go.jp/okinawa/3/2017/h29_yosan.pdf	06-17	◎内閣府
44	国・地方を通じた行政全体のデジタル化	中長期計画策定省庁数	計画に基づく各施策における改革目標の達成度合い	-「デジタル・ガバメント推進方針」(平成29年5月30日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)に基づき、国・地方を通じた横断的な電子行政の実行計画である「デジタル・ガバメント実行計画」を決定するとともに、当該実行計画に基づき、各府省庁においても中長期の戦略的な計画を平成30年度に策定。 -引き続き、政府情報システム改革など、これまで蓄積したノウハウをいかしつつ、官民データの流通等に資する取組を推進することが必要であることから、デジタル・ガバメント実行計画及び各府省庁の中長期計画の改定を必要に応じて実施。 -これにより、行政全体のデジタル化を強力に推進し、これまで以上に国民・事業者の利便性向上に重点を置いた行政サービスを実現。	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等	平成29年度から		○	サービスデザイン思考によるサービス・業務改革(BPR)について、その基本的な考え方を示すとともに、その手法を案内するため、2019年(平成31年)3月に、「サービスデザイン実践ガイドブック(β版)」((2018年(平成30年)3月19日内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室)を策定し、政府CIOポータルで公表している。当該ガイドブックについて、周知等を行うとともに、ニーズに応じて説明等を実施する。	(サービスデザイン実践ガイドブック(β版)) https://cio.go.jp/guides#design	07-01	◎内閣官房	

III 市町村の施策に関する国の施策一覧

No	施策名	KPI(進捗)	KPI(効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	対応する柱	市町村官民データ活用推進計画掲載時期	市町村の取組により期待される効果	市町村等への支援策	予算事業名	参考URL	国の施策番号	府省庁名①			
							行政の効率化・コスト削減	地域社会・経済の活性化	住民生活の利便性・質の向上	住民生活の安全・安心の確保					
45	クラウド・バイ・デフォルト原則の導入	クラウド活用数	コスト削減額	- 情報システムの整備に当たっては、クラウド技術の活用等により、投資対効果やサービスレベルの向上、サイバーセキュリティへの対応強化を図ることが重要。 - さらに、クラウド・バイ・デフォルト原則を具体化した「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」(平成30年6月7日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)を策定したところ、各府省庁は本方針を踏まえ、民間クラウドサービスを含めたクラウド技術の積極的な活用を図るとともに、行政機関における先進的な民間ITサービス導入を推進する。また、国において直接保有・管理する必要がある政府情報システムについては、標準化・共通化を図るとともに、投資対効果の検証を徹底した上で、政府共通プラットフォームへの移行を推進。 - これにより、行政が保有する情報システムのクラウド化を推進。	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等	平成29年度から	○				情報システムの整備に当たり、民間クラウドや民間サービスを積極的に活用し、各種コストの低減による投資対効果の向上、サイバーセキュリティへの対策強化を図るため、民間クラウドや民間サービスの活用について、利用に当たつての考え方や課題等を整理したガイドを作成、公開している。	-	(政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針) https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/cloud_%20policy.pdf	07-02	◎内閣官房、総務省、経済産業省、関係府省庁
46	地方公共団体におけるクラウド導入加速に向けた支援	地方公共団体が策定するクラウド導入等計画における検討状況の把握	クラウド導入市区町村数(令和5年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体)	- クラウドの導入には、コストの削減やセキュリティレベルの向上、災害時における業務継続性の確保といった多くのメリットがあるため、その取組を一層進めいく必要。 - 地方公共団体がクラウド導入等計画の下で共同化を中心に導入を進めるよう、先行する優良事例における効果や国の支援策の周知を徹底するなど、未導入団体を中心に働きかけを行う。 - これにより、クラウド導入市区町村数の拡大(令和5年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体)を図る。	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等	平成29年度から	○				・「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイントについて」(平成28年8月5日総行第54号)において、自治体クラウドグループの現状を分析し、事例を紹介。 ・「自治体クラウド導入サポート員について」(平成28年9月30日総行第71号)において、先行団体の職員を紹介。また当該職員がアドバイスを行際の交通費等について、特別交付税を措置。	<予算事業名> 地方公共団体におけるクラウド導入の促進に要する経費	(自治体クラウドポータルサイト) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/	07-03	◎総務省、内閣官房
47	地方公共団体におけるAI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術の活用推進	AI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術に関する参考モデル数	AI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数	- 地方公共団体におけるAI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術の導入に当たっては、データの安全管理措置、コストの低減、汎用化等の課題があり、クラウドAIの活用方法の確立等が必要。 - 令和元年度以降は、①活用が進められていない自治体行政分野へのAI・クラウドAI導入についての標準化、②RPA導入に係る初期費用の補助を行う。 - これにより、地方公共団体におけるAI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術の活用を推進し、業務効率化、人材不足への対応、地域課題の解決、住民サービスの向上等を実現。	情報システム改革・業務の見直し	平成30年度から	○	○			ビッグデータ利活用に関する事例の創出やデータ利活用人材の育成をノウハウ面で支援すると共に、地方公共団体が保有するデータを部局・分野横断的に活用するための「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック」を拡充。自治体が安心して利用できるパブリッククラウドAIサービスの開発や自治体職員の業務端末からセキュアに利用できるパブリッククラウド規格の確立に向けた実証を実施。地方公共団体におけるAI導入のための標準的な仕様及び導入手順を整理して「自治体AI活用ガイドブック(仮称)」に取りまとめ。地方公共団体がRPAを導入するための経費の一部を補助。	<予算事業名> 革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業	(データ利活用の促進) http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/bigdata.html	07-04	◎総務省
48	地方公共団体における情報システムに係る運用コスト等の削減	未設定(令和元年度に検討)	令和5年度を目指す3割削減(平成27年度比。ただし、新規業務への対応やセキュリティ対策に要する経費等の影響を除く。)	- 「地方公共団体の情報システムの運用コストを圧縮する(3割減を目指す。)」「世界最先端IT国家創造宣言」(平成27年6月30日閣議決定)こととされている。 - 地方公共団体へ自治体クラウドの導入やカスタマイズ抑制の促進等について助言を実施。 - 令和5年度を目指す3割削減(平成27年度比。ただし、新規業務への対応やセキュリティ対策に要する経費等の影響を除く。)を目指す。		令和元年度から	○				・「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイントについて」(平成28年8月5日総行第54号)において、自治体クラウドグループの現状を分析し、事例を紹介。 ・「自治体クラウド導入サポート員について」(平成28年9月30日総行第71号)において、先行団体の職員を紹介。また当該職員がアドバイスを行際の交通費等について、特別交付税を措置。	<予算事業名> 地方公共団体におけるクラウド導入の促進に要する経費	(自治体クラウドポータルサイト) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/	07-05	◎総務省、内閣官房
49	校務系クラウドと授業・学習系クラウド間の情報連携方法の標準化	スマートスクール・プラットフォームを導入可能な学校数	具体的なデータを基に指導・対応を行った教員の割合	- 教職員が職員室等で利用する「校務系システム」と、児童生徒も利用する「授業・学習系システム」が、セキュリティの観点から分離運用されており、データ利活用の観点からはその改善が急務。 - クラウド化を推進し、両システムの安全な情報連携手法の確立に向け、令和元年度は前年度に引き続き地域実証を推進するとともに、その成果を踏まえて、スマートスクール・プラットフォームの標準仕様及び次世代ICT環境の在り方にに関するガイドブックについて、同年度末までに確定版を取りまとめる。 - 本手法の普及により、教員の業務効率化、両システムのデータを活用したアダプティブな学習指導、生徒指導等を可能にする。	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等	平成29年度から	○				・地方公共団体において、「校務系システム」と「授業・学習系システム」との間での情報連携により、教育現場における効果的・効率的なデータ利活用を推進し、教育・経営の質的向上、業務の効率化、システムのコスト削減を実現できるよう、当該情報連携方法等の標準化を目的とした実証事業を平成29年度から実施。 ・また、この実証事業に係る公募に先立ち、時間や場所、端末やOSを選ばず、最先端のデジタル教材等を利用でき、かつ低コストで導入・運用可能な「教育クラウドプラットフォーム」について、地方公共団体における導入の促進を目的に、その参考技術仕様・参考調達仕様を策定し、公表。 ・このほか、地方公共団体が教育現場においてクラウド導入・活用を検討する際の参考資料となるよう、地方公共団体の教育現場におけるクラウド活用及びその効果についての先進的な実例と、教育現場におけるクラウドシステムの導入・活用に当たっての手順を解説した「教育ICTガイドブック Ver.1」を総務省において作成、公表し、全国の教育委員会等に配布。	<予算事業名> スマートスクール・プラットフォーム実証事業	(校務系システム)と(授業・学習系システム)との間での情報連携方法等についての実証事業について (教育クラウドプラットフォーム参考仕様)、「教育ICTガイドブック」等について http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/sendou.html http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu_05_02000097.html	07-07	◎総務省
50	サービスデザイン思考に基づく業務改革(BPR)の推進	サービス改革を行う具体的なサービス数	サービス改革の各施策における改革目標の達成	- 「デジタル・ガバメント実行計画」において、サービス改革の原則を「サービス設計12箇条」として取りまとめるとともに、先行的にサービス改革を推進する分野として、15の個別サービス改革事項を選定したほか、サービスデザイン思考に基づく業務改革(BPR)を各府省庁が実践的に行うことができるよう「サービスデザイン実践ガイドブック(β版)」を作成。 - 引き続き、行政サービスの維持・向上や持続的な経済成長を実現するため、利用者目線に立った個別サービス改革の検討・取組を行う。 - これにより、国民と職員双方の負担を軽減しつつ、利用者中心の行政サービスを実現。	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等	平成29年度から	○	○			利用者中心の行政サービスの提供と効果・効率的な行政運営の実現に寄与するため、地方公共団体に対し「サービス設計12箇条」に基づくサービスデザイン思考を紹介するほか、地方公共団体の壁を越えたサービスやプラットフォームの標準化、共通化も含め、IT化・業務改革(BPR)の取組を支援する。 また、自治体等の情報システム改革を支援するため、必要に応じ、事例やノウハウを整理した参考資料を配布。	-	(デジタル・ガバメント推進方針) (デジタル・ガバメント実行計画・各府省中長期計画) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/h31_dgov-plan.html	07-10	◎内閣官房、総務省、関係府省庁
51	ブロックチェーン技術等を活用した政府の業務改革の推進	政府の情報システム等においてブロックチェーン技術を活用した実証の実施	実証の結果も踏まえた革新的な電子行政の実現に向けた計画の策定	- ブロックチェーン技術の社会実装に向けて、運用面、ルール面及び技術面の課題を解決する必要。 - 行政や公私性の高い分野への先行的な導入を見据えた実証を行い、その実証結果等を踏まえ、引き続き導入の実現性の高いユースケースについて、平成30年度に抽出された課題解決を主眼とした検討・検証を実施。 - これにより、ブロックチェーン技術の特性をいかした継続的な運用を見据えた社会実装を推進。	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等	時期調整中	○				<予算事業名> ブロックチェーン利活用推進事業	(情報通信審議会 情報通信政策部会IoT政策委員会 基本戦略ワーキンググループ ブロックチェーン活用検討サブワーキンググループ 取りまとめ) http://www.soumu.go.jp/main_content/000497670.pdf	07-11	◎内閣官房、◎総務省、◎経済産業省、金融庁	
52	地域情報プラットフォームの拡充・普及	システムの調達実績のある地方公共団体における仕様書への記載率	地方公共団体における準拠製品の導入率	- 地域情報プラットフォームについて、運用効率の改善を含めた導入効果の検討が必要。 - 地方公共団体内のシステム間のデータ連携項目の標準を定めている「地域情報プラットフォーム」を見直し、カスタマイズの原因となっているデータ項目の洗い出しや追加等を行う。 - これにより、地方公共団体における地域情報プラットフォームに準拠した製品の導入を進め、運用効率の改善を推進。	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等	平成29年度から	○				-	(「地域情報プラットフォーム」の普及促進) (一般財団法人 全国地域情報化推進協会) http://www.applib.or.jp/	07-20	◎総務省	
53	中間標準レイアウトの拡充・普及	システムの調達実績のある地方公共団体における仕様書への記載率	地方公共団体における利用率	- 中間標準レイアウトについて、データ移行費の削減効果及び新たな活用方法の検討が必要。 - 地方公共団体内の旧システムから新システムへデータ移行する際のデータ標準を定めている「中間標準レイアウト」について、カスタマイズ抑制に十分に貢献ができるよう、データ項目の見直し等を実施する。 - これにより、地方公共団体における中間標準レイアウトの利用率を向上させる。	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等	平成29年度から	○					(中間標準レイアウト仕様) (自治体クラウド(地方公共団体情報システム機構)) https://www-jlis.go.jp/rdd/jitaiacloud/cms_9021.html	07-21	◎総務省	

III 市町村の施策に関する国の施策一覧

No	施策名	KPI(進捗)	KPI(効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	対応する柱	市町村官民データ活用推進計画掲載時期	市町村の取組により期待される効果	市町村等への支援策	予算事業名	参考URL	国の施策番号	府省庁名①			
							行政の効率化・コスト削減	地域社会・経済の活性化	住民生活の利便性・質の向上	住民生活の安全・安心の確保					
54	分野横断的に連携できるプラットフォームの整備	データ連携基盤の開発進捗	データ連携基盤の本格稼働	- Society 5.0を実現するためには、国、地方公共団体、民間などで散在するデータを連携させ、分野・組織を超えたデータ活用とサービス提供を可能とするプラットフォーム(データ連携基盤)の整備が必要。 - 総合科学技術・イノベーション会議において、SIP(第2期)の「ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」の事業の一環として、分野間データ連携基盤の研究開発を進めることとし、現在、全体計画の検討を進めている。引き続き、IT総合戦略本部が、総合科学技術・イノベーション会議とともに司令塔として、積極的に取組を推進。 - これにより、分野・組織を超えたデータ活用とサービス提供を可能とするデータ連携基盤を実現。	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等	平成29年度から	○			国、地方公共団体、民間などで散在するデータを連携させ、分野・組織を超えたデータ活用とサービス提供を可能とするため、地方公共団体へ必要な情報提供等を適宜実施。	-	-	08-01 ◎内閣官房、総務省、経産省、内閣府		
55	データ利活用型ICTスマートシティの推進	分野横断的なデータ利活用によるスマートシティに対する補助の交付決定数(令和元年度4か所)	横展開及び自主財源による構築を含む分野横断的なデータ利活用によるスマートシティの構築数(令和2年度末までに延べ26か所)	- 人口の増減、訪日外国人への対応、インフラやサービスの維持・高度化等の各都市・地域の抱える多様な課題が存在。当該課題解決を目的として、分野横断的なデータ連携のための基盤(プラットフォーム)整備などのデータ利活用型の街づくりについて支援を実施。平成29年度及び平成30年度においては、計9か所に対して補助を交付決定し、先進的モデルを構築したが、現状の構築数ではまだ十分とはいえない。 - 分野間・スマートシティ間でのデータ連携を更に進展させるため、今後も先進的モデル構築の支援を行ふとともに、構築されたプラットフォームを利用した横連携方策について検討を行う必要があることから、令和2年度末までに、自主財源による取組も含め、先進的なデータ利活用型ICTスマートシティを全国において26か所に構築。 - 上記の取組により、都市の魅力や生産性の向上等に貢献。	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等	平成29年度から	○	○	○	○	関係府省で構築するアーキテクチャに基づく都市OSを実装したオープンなプラットフォーム上で、観光、防災等複数の分野でデータを利活用してサービスを提供するデータ利活用型スマートシティの先進的なモデルの構築を行う際に、競争的なプロセスを経て、初期投資・継続的な体制整備等にかかる経費の一部を補助する。 補助率:1/2	<予算事業名> より高度なスマートシティ実現に向けた都市OS実装支援事業 (平成31年度予算データ利活用型スマートシティ推進事業の提案公募(平成31年3月15日(金)から5月10日(金)まで)) http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin01_02000276.html (令和元年度予算データ利活用型スマートシティ推進事業に係る採択候補先の選定結果及び提案の追加公募(令和元年7月9日(火)から7月24日(水)まで)) http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin01_02000285.html	-	08-03 ◎総務省	
56	健康・医療・介護分野にわざる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及	健康・医療・介護分野のデータ利活用に係る実証を通じて、データ利活用を行った対象者数(令和元年度2つのサービスについて実証を実施)	健康・医療・介護分野のデータ利活用に係るサービスモデルの具体化と、実装したい地域・企業等における実装数(令和元年度2つのサービスモデル)	- 医療機関や介護施設に存在するデータは、個別の施設内で利用するために集められているものが多い。このため、保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みが必要。 - 平成29年度中にクラウド化・双方向化等による地域のEHR(Electronic Health Record)の高度化の推進及び広域連携の在り方(セキュリティ・確保策等)やマイナンバーカード等を活用した患者本人の同意取得の在り方等に関する実証を実施。また、平成30年度は、これらの実証等の成果を踏まえ、全国的な保健医療情報ネットワークの構築や実運用に向けた技術面、運用面での更なる検討を実施するとともに、当該ネットワークを活用した①医療機関と介護事業者等の間の情報連携、②レセプト情報を活用した保険者と医療機関等の間の情報連携及び③保険薬局間における調剤情報連携に係るサービスモデルについて実証を実施し、医療・介護連携の際の標準仕様案の策定等に資する検討を行った。医療機関と介護事業者等の間の情報連携についての実証成果等を踏まえ、厚生労働省においては、令和元年度に、医療・介護連携に必要な情報について、一定の標準仕様を作成する。さらに、令和元年度以降も、総務省と厚生労働省は連携して、①保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの具体化に向けた検討を行う。また、令和元年度において、②医療・介護関係者の協力を得て、レセプトデータを活用した診療支援等におけるサービスモデルの構築に資する実証及び③DtoD(医師-医師間)も含む遠隔医療の新たなモデル構築に資する調査・実証を行う。 - このような取組を通じ、地域の医療機関や介護施設間での効果的な情報共有や、地域を越えたデータ活用による患者等への適切な医療・介護サービスの提供が可能となるなど、国民一人一人を中心としたデータの統合による個人人に最適な健康管理・診療・介護を目指す。	その他	時期調整中			○			平成29年度に、クラウド技術を活用して医療機関・介護施設等の参加コストを抑制しつつ、多職種の施設が参加可能な双方向かつ標準準拠のデータ連携を実現することを目的に「クラウド型EHR高度化事業」を実施。当該事業遂行の過程で得られた知見とともに、構築したクラウド型EHRの成功モデルを各地域で活用可能な形でとりまとめ、厚生労働省が進める地域医療連携ネットワークの普及策を活用して、全国に普及展開することを想定。令和元年度においては、「地域IoT実装・共同利用総合支援施策」への応募も可能である。	<予算事業名> 医療・介護・健康データ利活用基盤高度化事業	-	08-09 ◎総務省、厚生労働省
57	森林クラウド・SCMによる施業集約化・流通の効率化を実現するためのスマート林業等(林業イノベーション)の推進	森林クラウドを導入している都道府県数 木材需給情報データベースの構築	私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積を5割に増加(令和10年度末までに5割) 木材需給情報データベースの活用事業者数	- 我が国の森林所有構造は、小規模・零細であり、所有者の世代交代や不在化等から、今後、所有者の特定が困難な森林の増加が懸念され、効率的な森林整備のためには、所有者・境界を明確化し、その情報を扱い手に提供して施業集約化することが必要。このため、平成30年度までに森林所有者情報を取りまとめた林地台帳の整備に向けて取り組んできたところ。 - これまでの取組を踏まえ、都道府県、市町村、森林組合や林業事業体等が管理する森林資源情報、森林所有者情報、施業履歴等の森林情報を共有するための森林クラウドの導入に向けた取組を推進。また、森林組合や林業事業体等が森林クラウド等を活用することにより、森林所有者に対する施業の働きかけを効率的に行い、森林施業の集約化等を推進。 - 効率的なサプライチェーンの構築に向けて、民間事業者間で需給等データを共有する取組を推進。	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等	令和元年度から		○			都道府県、市町村、森林組合や林業事業体等が管理する森林資源情報、森林所有者情報、施業履歴等の森林情報を共有するための森林クラウドの導入に向けた取組を推進。	<予算事業名> 森林情報活用促進事業 http://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/attach/pdf/31hikoukyou-34.pdf	-	08-21 ◎農林水産省	
58	地理空間情報(G空間情報)の流通基盤の整備等	循環システムの形成により作成・提供される分野数、参加団体数(令和元年度までにデータ分野数10、参加団体数40)	G空間情報センターの平均月間ページビュー数(令和元年度までに平均月間ページビュー数9万5千件以上)	- 地理空間情報を頻繁に使う分野におけるデータ作成をこれまで行ってきたが、他方面にも地理空間情報の活用を拓げるため、これまで活用が進んでいない分野における有用性の高いデータを作成することが課題。 - そのため、今後は地方公共団体のデータを中心に幅広いデータの収集・登録を行い、現在作成している4分野をはじめとしたデータ作成を進め、令和元年度には既存登録分を含め合計分野数としてデータを10分野作成し、循環システムへの参加団体数40団体以上、G空間情報センターの平均月間ページビュー数9万5千件以上を目標として利用の拡大を促進。 - これにより、データの流通・利活用に必要な取組を推進し国民の利便性向上。	官民データの容易な利用等	平成29年度から			○		・産学官民の地理空間情報を活用し、様々な使い方を示すショーケースを提供。 ・G空間情報センターへのデータ登録方法をまとめたガイドラインの提供。	-	(G空間情報センター) https://www.geospatial.jp/gp_front/	08-24 ◎国土交通省	
59	国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進	訓練または災害発生時に、地方公共団体や事業者等へのSIP4Dを活用した情報共有を年1回以上実施	国・地方公共団体・事業者等で必要な災害情報を共有できる仕組みの構築により、きめ細やかかつ迅速な災害対応を実現	- 国・地方公共団体・事業者等の各主体が個々に収集・管理している災害情報を共有することで、迅速で効果的な災害対応を支援する。 - SIP4Dに災害情報を集約するとともに、災害対応を支援する実証実験及びSIP4Dの高度化のための研究開発を推進する。 - これにより、災害が発生した際、災害対応に当たる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等	平成31年度以降			○		-	-	08-25 ◎内閣府、文部科学省		
60	準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化	安否確認サービスの導入地方公共団体数(令和3年度までに20都道府県)	安否確認サービス端末の配置数	- 平成30年11月1日に準天頂衛星システムの運用を開始し、7県に端末の貸出を実施試験的に導入を行ふことを決定。 - 未導入の地方公共団体への安否情報システムに関する説明を行うとともに、端末貸出の公募を継続し、利用拡大に向けた端末貸出の拡大を行う。 - 令和3年度には20都道府県程度への普及を促進し、被災者の安否情報の迅速な把握に貢献。	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等	平成30年度から			○		準天頂衛星システムを活用した安否確認サービスの導入促進に向けた普及啓発。	(衛星安否確認サービスの紹介) http://qss.gov.jp/overview/download/movie4_support.html	08-26 ◎内閣府		

III 市町村の施策に関する国の施策一覧

No	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	対応する柱	市町村官民データ活用推進計画掲載時期	市町村の取組により期待される効果				市町村等への支援策	予算事業名	参考URL	国の 施策番号	府省庁名①	
							行政の効率化・コスト削減	地域社会・経済の活性化	住民生活の利便性・質の向上	住民生活の安全・安心の確保						
61	港湾の完全電子化と港湾関連データ連携基盤の構築	港湾関連データ連携基盤へ接続可能な港湾関係者数(令和元年度までに設定予定)	港湾関連データ連携基盤各種機能の利用回数(令和元年度までに設定予定)	-「港湾の電子化(サイバーポート)推進委員会」及び、「サイバーポート検討WG(港湾・貿易手続)」を立ち上げ、港湾関連データ連携基盤構築に向けた調査・分析及び議論等を進める。また、港湾・貿易手続の現状を把握するため、アンケート調査等を実施し、分析等を進めている。 - 令和元年度も引き続き、当該連携基盤の構築に係る追加調査・分析等を進めるとともに、当該連携基盤の要件の検討等を実施する。これらの取組を着実に進め、令和2年末までに当該連携基盤を構築する。 - 港湾関連データ連携基盤の活用を通じて、港湾物流における生産性の向上、国際競争力向上、ひいては港湾行政の効率化や災害対応力の向上を図る。	手続における情報通信の技術の利用等	令和3年度から(時期調整中)	○					港湾EDI等シングルウインドウ化されている諸手続以外の港湾管理行政に関する手続きの電子化を促進する。これにより、港湾行政の効率化及び災害対応力の向上を図る。平成30年度より港湾の電子化に係る検討を順次開始している。港湾管理行政領域の検討にあたっては、国土交通省港湾局より地方公共団体等(港湾管理者)への現状調査などを行っており、引き続き協力依頼を行う予定。	<予算事業名> 港湾関連データ連携基盤の構築に必要な経費	-	08-28	◎国土交通省、内閣官房、財務省、経済産業省
62	予防接種記録の電子化推進と疫学調査等への活用の検討	予防接種履歴と診療情報の紐付けされたデータ数	モデル事業の実施状況	-「予防接種に関する基本的な計画」(平成26年厚生労働省告示第121号)において、予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防することを基本的な理念として、感染症の発生及び蔓延の予防の効果並びに副反応による健康被害のリスクについて、利用可能な疫学情報を含めた科学的根拠を基に比較考量することとされている。 - このため、平成30年度においては、国内の医療情報データベース等を活用した効率的な情報収集方策について調査を実施し、令和元年度からは、予防接種情報と一部診療情報を紐付けるモデル事業を実施する。 - これにより、予防接種の有効性・安全性についての迅速な評価を行う基盤構築に向けた取組を進める。	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等	平成29年度から	○		○		マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスの平成29年度中の本格運用に向けて、事務的な取扱等を定めた事務連絡の発出。	-	(予防接種情報) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/yobou-sesshu/index.html	08-31	◎厚生労働省	
63	災害リスク情報の利活用手法の研究開発	研究開発成果を一部活用した、国または自治体と連携した取組として、訓練・ワークショップの実施回数、または、災害発災時の情報発信を年1回以上実施	災害リスク情報検索システム及び協働型地域防災システムの構築により、災害リスク情報の利活用手法に基づく協働型地域防災手法を提案	- 災害リスク情報の利活用による協働型地域防災手法の確立のため、以下の取組を実施する。 - 災害マネジメントサイクル(予防・警戒・対応・回復)に沿って一連のプロセスを構築する手法に係る初期プログラムの有効性を検証し、改良を行う。また、自治体向けや地域コミュニティ向けのシステム的連携機能の有効性を検証し、改良を行う。 - これにより、自然災害に対する我が国のレジリエンス(強靭性)を高め、自然災害リスクを軽減させることを目指す。	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等	平成31年度以降			○		モデル地域に対する先行的適用(実証実験等)を検討しており、防災行政への貢献が期待出来る。本研究開発は令和4年度に完了する。	-	(自然災害情報の利活用に基づく災害対策に関する研究プロジェクト) http://risk.bosai.go.jp/	08-37	◎文部科学省	
64	Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大	研修の実施回数 災害情報の視覚化等のための実証地域数	Lアラートの導入都道府県数(令和元年度当初47都道府県) Lアラート高度化システムの導入都道府県数(令和2年度末15都道府県)	- 平成30年度においては、地方公共団体職員(主に市町村職員)等を対象にした研修を20箇所の地域で実施。また、Lアラートを介して提供される情報(文字情報)に地理空間情報を付与した避難指示等を情報発信するための標準仕様の策定に関する調査研究等を実施。 - 令和元年度も引き続き、地方公共団体やライフライン事業者等の情報発信者、多様なメディアによる更なる利活用を推進するため、Lアラートに関する研修やセミナーを通じた普及啓発等を行う。また、Lアラートの地図化システムにおいて、気象関係情報や他団体の避難情報の発令状況、過去の発令状況の表示等を可能とし、避難指示等の発令の判断からアラートへの情報発信までの災害対応業務を円滑かつ迅速に行えるよう支援するシステムの構築を早急に進めため、その標準仕様を速やかに策定する。さらに、令和2年度末にはLアラートの地図化システム等のLアラート高度化システムの15都道府県での整備を目指す。 - これにより、実証実験やシステム実装で得た知見を活用し、Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用を推進。	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等	平成29年度から			○		情報配信の迅速化やより効果的な災害情報の伝達のため、地方公共団体職員の訓練・研修や、視覚的な情報伝達のための実証事業を実施。	<予算事業名> 地域防災等のためのG空間情報の利活用推進	(「Lアラート(災害情報共有システム)」の普及促進(総務省HP)) http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/02ryutsu06_03000032.html	08-41	◎総務省	
65	AIを活用した「保健指導支援システム」の研究推進	AI保健指導支援システムの導入に向けた実証テストを実施(令和元年度 実証テストを実施)	AI保健指導支援システムを導入した地方公共団体数(令和2年度 10以上の地方公共団体において実証・導入)	- 各地方公共団体が保有するデータ(健診・レセプト・事例データ、エビデンスデータ等)の活用が不十分。 - 平成29年度から地方公共団体で蓄積されている健診・レセプトデータ等を収集し、そのデータから保健指導における課題を分析するとともに、最適な施策候補を抽出して提案するAI保健指導支援システムの開発を開始。平成30年度には開発を完了し、また、3自治体で実証しているところ。今後、令和元年度中に地方公共団体で蓄積されている健診・レセプトデータ等を収集し、そのデータから保健指導における課題を分析するとともに、最適な施策候補を抽出して提案するAI保健指導支援システムを開発。令和2年度以降、システムを導入する地方公共団体を拡大。 - これにより、国民の健康維持・増進を図るとともに、地方公共団体における医療費の適正化を実現。	その他	平成31年度以降	○		○		平成29年度から31年度にかけて国立研究開発法人日本医療研究開発機構において「AIを活用した保健指導システム研究推進事業」を実施。当該事業で開発されたAIを活用した保健指導施策立案支援システムについては、地方公共団体において活用可能な形での成果の公表や関係団体、市町村への説明等を実施。	<予算事業名> 医療・介護・健康データ利活用基盤高度化事業	-	09-04	◎総務省	
66	「官民ITS構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進	「官民ITS構想・ロードマップ」本文	「官民ITS構想・ロードマップ」本文	- 自動運転(SAEレベル3以上)の実現に向け、関連する法制度整備と技術開発を推進。 - 法制度整備に関して、「自動運転に係る制度整備大綱」(平成30年4月17日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)を策定したが、自動運転に係る技術は急速に進歩しており、その実情を踏まえながら、上記大綱で引き続き検討を行うとした項目も含めてフォローアップ会合で制度見直しの検討を継続。技術開発は実証実験にてフォロー。 - これにより、令和2年以降の自動運転を実現。									09-16	◎内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省		
67	自動運転に係る実証プロジェクトの円滑・迅速な推進	高速道路でのトラック隊列走行・無人自動運転移動サービスの実証プロジェクトの実施	自動運転の実現	- 生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域における公共交通網維持、入手不足が深刻化している物流分野への対応等が喫緊の課題。 - 隊列走行については、後続無人システムの開発を進め、引き続き後続無人システムの実証実験(後続有人状態)を実施する。無人自動運転移動サービスは、車両の高度化、環境等の難易度や制約条件の変化等を行い、引き続きモデル地域での実証実験を実施する。また、道の駅等を拠点とした自動運転サービスについては、自動運転に対応した道路空間の基準等の整備や持続可能なビジネスモデルの構築などのため、長期間(1~2か月程度)の実験を中心的に実施。 - これにより、隊列走行については、令和2年度に高速道路(新東名)での後続無人隊列走行技術を実現。また、無人自動運転移動サービスは、令和2年度までに実現。										09-17	◎内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省	
68	G空間次世代災害シミュレーションの研究開発	火災延焼シミュレーションの開発状況(令和2年度:高精度化の完了)	火災延焼シミュレーションを用いる消防本部数(令和2年度:100件)	- 市街地延焼火災対策のためには、地域ごとの火災リスク評価に基づき、火災防ぎよ計画の検討やその訓練を可能とすることが必要。 - 平成30年度に火災延焼シミュレーションの実行に必要な家屋・延焼経路データの整備を完了し、令和元年度までに日本全国における地域ごとの延焼リスクの評価と定量化を可能とするシステムを開発。令和2年度までに火災延焼シミュレーションを100以上の地方公共団体の消防本部に導入。 - 地域ごとの延焼リスクに基づいた市街地延焼火災対策により、例えば、市街地大火の発生や拡大を抑止することで、安全・安心な国民生活を実現。	その他	平成31年度以降				○	平成31年度までに日本全国における地域ごとの延焼リスクの評価と定量化を可能とするシステムを開発し、平成32年度までに火災延焼シミュレーションを消防本部に導入することを想定。	<予算事業名> 火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発	(大規模地震災害時の同時多発火災対策に関する研究) http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h29/h29/html/b6-1-3.html	09-30	◎総務省	

III 市町村の施策に関する国の施策一覧

No	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	対応する柱	市町村官民 データ活用推 進計画掲載時 期	市町村の取組により期待される効果				市町村等への支援策	予算事業名	参考URL	国の 施策番号	府省庁名①
							行政の効率化・コスト削減	地域社会・経済の活性化	住民生活の利便性・質の向上	住民生活の安全・安心の確保					
69	首都直下型地震等の大規模災害の発生時に複合災害への対応も含めて都市機能を確実に維持することを目的に官民の連携による、ビッグデータ・AI等を活用した高精度な被害予測・推定のための研究開発	本プロジェクトへの参画機関数(令和2年度:80機関)	総合的な災害対応、事業継続、個人の防災行動等に資する適切な情報提供の在り方の確立	- 民間企業の保有するデータの更なる拡大を図るとともに、精度の異なるデータの統合手法を開発することにより精緻な即時被害把握等を実現する。また、官民一体の総合的な災害対応や事業継続、個人の防災行動等に資するビッグデータを整備する。 -これらを活用し、IoT/ビッグデータ解析による都市機能維持の観点からの情報の利活用手法の開発を目指す。	その他	時期調整中				○	研究開発したシステムの実証実験等を検討している。本研究開発は令和3年度に完了する。	-	(首都圏を中心としたレジエンス総合力向上プロジェクト) https://forr.cc.niigata-u.ac.jp/	09-35	◎文部科学省
70	小・中・高等学校におけるプログラミング教育の充実に向けた、学校のニーズに応じた専門性の高い民間人材やe-ラーニング等の活用の促進	官民コンソーシアム(「未来の学びコンソーシアム」)による外部人材や教材情報の提供	令和2年度以降のプログラミング教育の円滑な実施	- 小学校におけるプログラミング教育が必修となる中、教員による指導を支援する体制が必要。 - 「未来の学びコンソーシアム」において、令和2年度までに学校のニーズに応じた外部人材及びe-ラーニングなどの教材活用を可能とすることを目標として推進。 - 民間との連携により、教員による指導を支援する外部人材の確保や、学校のニーズを踏まえた教材の開発促進等により、これから社会を担う次世代への適切な教育が行われ、官民データ活用の基盤となるリテラシーの育成が期待。	その他	令和元年度から			○		教員による指導を支援する外部人材の確保や、学校のニーズを踏まえた教材の開発促進等により、市町村等における適切な教育の実施に資する。	-	(未来の学びコンソーシアム) https://miraino-manabi.jp/	10-05	◎文部科学省
71	プログラミングなどICTに関する地域における学習環境づくり手法の検討	学校でのプログラミング教育を通じてITへの興味・関心を高めた児童生徒等に対し、地域における発展的・継続的に学べる環境づくりに資するガイドラインの策定	活用事例数	- 学校でのプログラミング教育を通じて、プログラミング等のICTを学びたい児童・生徒等が発展的に学び合う機会(地域ICTクラブ)が重要。 - 平成30年度に、地域において児童生徒等が発展的・継続的に学べる環境づくりの在り方に、中間取りまとめを実施。令和元年度末までにガイドライン(ガイドラインに基づく活用事例の創出計画を含む。)を策定。 - ガイドラインの活用により、ICTへの興味・関心を高めた児童生徒等が、誰でもどこでも発展的・継続的に学べる環境を作り、先端ICT人材の育成に資する。	利用の機会等の格差の是正	平成30年度から		○			学校でのプログラミング教育を通じてプログラミング等のICTへの興味関心を高めた児童生徒に対し、課外の発展的・継続的な学びの受け皿・地域ICTクラブを地域に整備し、地域におけるICT人材の裾野拡大を図る。 ○全国展開の核となるモデルクラブを育成・確立するため各地域において地域実証等を実施(平成30年度から令和元年度)	<予算事業名> 地域ICTクラブ普及推進事業	(地域ICTクラブ普及推進事業) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/IoT_learning.html (若年層に対するプログラミング教育の普及推進) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jakunensou.html	10-06	◎総務省
72	地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成	派遣地域数	地域IoT導入した地方公共団体数(令和2年度800団体)	- 平成30年1月29日に全国の地域情報化アドバイザーが一堂に会した全体会議を実施したところ。引き続き、地域IoTの実装を進める地域への専門家・有識者の派遣を実施する必要があるという意見が寄せられたことから、平成30年度においても地域情報化アドバイザーの派遣を実施。平成30年6月から11月末まで派遣申請を受け付け、242団体に派遣決定した。 - 令和元年度については、4月中を目途に地域情報化アドバイザーの委嘱を行うとともに、派遣申請の受付を開始し、令和2年3月まで順次派遣を実施する予定。 - 地域情報化アドバイザー派遣事業により、地域課題を解決・改善。	その他	平成31年度以降		○	○		ICT/IoTを利活用して地域課題を解決しようとする地方公共団体等の要請に応じ、ICT/IoTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT/IoT利活用に関する助言等を実施	<予算事業名> 地域情報化アドバイザー派遣	(地域情報化アドバイザー派遣) http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/manager.html	10-03	◎総務省
73	実践的サイバーセキュリティ人材の育成	演習等の開催回数	セキュリティ人材の育成数	- 総務省において、NICTの「ナショナルサイバートレーニングセンター」を通じて、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び重要なインフラ事業者等を対象とした実践的サイバーセキュリティ人材育成事業(CYDER)等を実施。 - 平成30年度は、CYDERについて107回の演習を開催し、2,666名が受講。地方公共団体からは、490団体、1,664名が受講。令和元年度も、新たなコースやシナリオの開発を行いつつ、同規模で演習を実施。 - これにより、サイバーセキュリティ人材の育成を推進。	その他	平成29年度から		○	○	○	地方公共団体の職員は、実践的サイバーセキュリティ人材育成事業(CYDER)を実費負担無しで受講することが可能。地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化を支援。	-	(実践的サイバーセキュリティ人材育成事業) https://cyder.nict.go.jp/	10-04	◎総務省
74	シェアリングエコノミーの普及	シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体数	解決・改善された地域課題数	- 地域の課題解決や経済活性化のためにシェアリングエコノミーを活用した取組事例を取りまとめた「シェアニッポン100」を平成31年3月に改定。本改定では、新たに39事例を追加し、計76事例を公表した。ラグビーワールドカップ2019をはじめとした大規模イベントでの活用等が大幅に進み、取組を加速していく環境が整いつつある。 - このような取組を行う地方公共団体等に対し、シェアリングエコノミー伝道師の派遣や、シェアリングエコノミー活用推進事業等による支援を行う。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとした大規模イベント開催の際に生じる施設やサービスの需給のミスマッチを解消する手段としてシェアリングエコノミーを活用し、全国各地での普及に弾みをつける。こうした取組を通じ、シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体を令和2年度中に100団体で実現するとされていた目標を1年前倒して実現する。また、地域資源を有効に活用しつゝ、地域の課題解決を図る観点から、地域運営組織などの多様な地域主体による支援を通じ、共助の仕組みとしてシェアリングエコノミーの活用を進める方策について検討を行う。 - 以上のような取組を通じ、地域の既存のリソースの有効活用等による地域活性化、行政・公共サービスを補完するサービスの提供、地域における共助と価値共創の仕組みの充実を進展させ、地域の諸課題の効率的かつ効果的な解決を図る。	その他	平成29年度から		○	○	○	シェアリングエコノミーの活用により、地域社会において課題を抱えている人と支援を提供できる人が出会い、頼り合える仕組みを構築し、地方創生や地域における共助の仕組みの充実や、地域の様々な資源の活用による新たな地域振興の進展を図るために以下の支援を実施。 ・シェアリングエコノミー促進室において、地方公共団体からの相談に適切に対応して必要な情報提供等を行うとともに、シェアリングエコノミーを活用した地域の社会課題解決や経済活性化のため、シェアリングエコノミー伝道師や地域情報化アドバイザーを地方公共団体に派遣。 ・IoT Lab Connectionの仕組みにより、地方公共団体と民間事業者をマッチングする機会を提供するとともに、IoTサービス創出支援事業、地域IoT実装推進事業や地域未来投資促進法に基づく支援措置等により、地方公共団体と民間事業者等によるIoTサービスの創出・展開や実装事業、地域経済牽引事業を支援	-	(シェアリングエコノミー促進室) https://cio.go.jp/share-eco-center (シェアリングエコノミー伝道師) https://cio.go.jp/share-eco-evangelist_1st (地域情報化アドバイザー) http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/manager.html (IoT Lab Connection) https://iotlab.jp/jp/connection.html (IoTサービス創出支援事業) http://www.midiqa-iot.jp/about (地域未来投資促進法) https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html	10-09	◎内閣官房、総務省、経済産業省
75	シェアリングエコノミーの安全性・信頼性の確保	認証シェアワーカー制度(令和元年度中に制度の具体化、令和2年度中に認証開始)	未設定(制度の検討状況を踏まえ設定)	- 令和元年5月、シェアリングエコノミー検討会議の第二次報告書を取りまとめ、プラットフォーマーに対してサービスの公正性・透明性の確保を求めるなどを内容とした「シェアリングエコノミー推進加速化アクションプラン」を策定。根強く残る利用者の不安感を解消するため、同プランを速やかに実行に移していくことが必要。 - 同プランに従って、モデルガイドラインの改定内容を業界団体による認証制度に反映していくなどの取組を着実に進める。とりわけ、実際のサービス提供の主体であるシェアワーカーのスキルアップやロールモデルの確立のため、一定以上のスキルを習得したと認められる者を認証するための仕組みを令和元年度中に創設し、令和2年度に認証を開始する。 - 以上のような取組を通じ、シェアサービスの重要な担い手であるシェアワーカーの拡大や質の向上を図り、担い手の裾野拡大につなげ、シェアリングエコノミーを広く社会に浸透させる。										10-10	◎内閣官房、消費者庁、総務省、経済産業省

III 市町村の施策に関する国の施策一覧

No	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	対応する柱	市町村官民データ活用推進計画掲載時期	市町村の取組により期待される効果	市町村等への支援策	予算事業名	参考URL	国の施策番号	府省庁名①	
76	テレワーク環境整備の推進	令和2年に、テレワーク導入企業を平成24年度比で3倍、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を平成28年度比で倍増	働く者にとって効果的なテレワークを推進	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークは、働き方改革を推進するに当たっての強力なツールの一つであり、より具体的かつ効果的な形で普及が進むようにすることが課題。また、テレワークの普及に当たっては、関係府省庁が連携し、テレワーク・デイズやテレワーク月間の実施、ガイドラインや表彰等の周知・啓発、サテライトオフィスや必要なネットワーク環境の整備等を通じて、令和2年におけるKPIの目標値達成を図る。 ・テレワークの普及に当たって、平成30年2月に厚生労働省が策定した「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」及び平成30年4月に総務省が公表した「テレワークセキュリティガイドライン(第4版)」について、周知・啓発を図っていく。また、国家公務員については、令和2年度までに、①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用でき、②リモートアクセス機能の全府省での導入を実現するため、計画的な環境整備を行う。 これと合わせて、各府省庁は、テレワークを行っている職員であってもその他の職員と遜色なく業務を遂行できるよう、府省内で行われる会議への遠隔参加(Web会議)が可能となる環境を順次整備する。また、審議会や幹部会議は原則ペーパーレスで開催する。環境の整備されている府省等においては、定期会議や幹部への説明、省内の打合せ、資料の共有、府省等間のやりとりについてもペーパーレス化に努める。さらに、テレワーク・デイズ、テレワーク月間といった国民運動において、率先した取組を行う。 ・働き方改革の一助となり、労働者、事業者及びその顧客の三方にとって効率的な結果が得られ、ワークライフバランス、生産性、満足度等の向上を実現。 	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組	平成29年度から	○	行政の効率化・コスト削減 地域社会・経済の活性化 住民生活の利便性・質の向上 住民生活の安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークをこれから導入しようとする企業等において、情報セキュリティ対策に関する検討の参考となるテレワークセキュリティガイドラインを平成30年度に改定し、提供。 ・地方公共団体等に対し、サテライトオフィス等のテレワーク環境を整備するための費用の一部を補助する事業を実施。 ・テレワーク導入を検討する企業・自治体等に対し、テレワークシステム、情報セキュリティ等のテレワーク導入のアドバイスを実施する専門家の派遣を実施 	<予算事業名> テレワーク普及展開推進事業 地域IoT実装総合支援施策	総務省 ICT利活用の促進 テレワークの推進 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/.../telework/ ふるさとテレワークポータルサイト https://telework.soumu.go.jp/	10-11	◎内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省
77	国保・後期高齢者ヘルスサポート事業	国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の支援を受けている市町村国保等数	データヘルス計画を策定している市町村国保等数	- 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業ガイドラインを平成30年3月に改定。 - 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業について、引き続き保険者の保健事業計画の策定支援や個別保健事業の実施支援、評価等を推進。							10-22	◎厚生労働省	
78	地方公共団体の計画手引の作成と計画策定支援	簡略化された計画のひな形の作成	地方公共団体の計画策定数(令和2年度:47団体(都道府県))	<ul style="list-style-type: none"> - 平成28年12月に施行された官民データ基本法により、官民データ活用推進計画の策定が、都道府県については義務、市町村については努力義務とされている。特に、市町村の計画策定が進まない理由としては、人材不足から「何をすべきかわからない」ことが主な理由である(地方の官民データ活用推進計画策定に関する委員会)。 - 平成29年10月に策定した官民データ活用推進計画を策定するための手引において、計画に記載すべき事項が、最小限となるよう簡略化された計画のひな形を追加することにより、計画を策定した都道府県を中心に、市町村の計画策定推進を促す。 - これにより、計画策定を進める市町村数を伸ばす。 	その他	令和2年度から	○ ○ ○	官民データ活用推進計画策定の手引に、簡略化された計画のひな形を追加する。	-	-	11-01	◎内閣官房、関係省庁	
79	「自治体ピッチ」の実施	自治体ピッチの開催回数	カタログサイトへのシステム等の登録数	<ul style="list-style-type: none"> - 地方公共団体は、それぞれが問題意識をもって官民データ活用の取組を進めしており、各府省庁も様々な優良先進事例集を作成し、普及啓発を実施しているが、それぞれの地方公共団体における個別の取組では、全国的な官民データ活用まで至っていない。 -そのため、設計段階から複数の地方公共団体が参加し、開発者が複数の地方公共団体に対し、官民データを活用したシステム等を提案可能とし、地方公共団体がシステム等を共同利用することを容易にする場(自治体ピッチ)を設ける。 -これにより、全国的な官民データ活用を促進。 	情報システム改革・業務の見直し	-	○		<ul style="list-style-type: none"> サービスデザイン・ワークショップを実施し、事務処理上の問題点・課題、地方自治体が保有するデータとその有用性等を共有しながら、利用者視点でのサービスを検討する。 	-	-	◎内閣官房、関係省庁	
80	地方公共団体における官民データ活用度の指標開発	指標開発済みの事務数	地方公共団体における官民データ活用度の把握	- 官民データ活用推進計画の策定やオープンデータの取組等、官民データ活用の取組は進んでいる一方、官民データの活用が実際に進んだことを示す客観的な指標がなく、地方公共団体において官民データの活用度を把握することが困難。 -このため、地方公共団体が処理する事務においてエンドツーエンドで、可能な限り人手を介さず、官民データを利用して処理している事務割合の把握を可能とする指標を開発。 -これにより、地方公共団体における官民データ活用度の客観的な把握を実現。							11-03	◎内閣官房、関係省庁	
81	地域におけるデータ利活用の環境整備	未設定(令和元年度中に検討)	地方公共団体の非識別加工情報の適正かつ効果的な活用状況	<ul style="list-style-type: none"> - 地方公共団体が保有するデータについては、個人情報の保護を図りつつ、適正かつ効果的な活用を積極的に推進することが必要。 -このため、地方公共団体が保有する個人情報に関する非識別加工情報の仕組みに関する相談対応や情報提供を行うとともに、非識別加工情報の活用事例を整理する等、地方の非識別加工情報に係る取組を支援。 -これにより、個人情報の活用による活力ある経済社会及び豊かな住民生活を実現。 	その他	平成29年度から	○ ○	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が個人情報保護条例の見直しを行うにあたり留意すべき点について、平成29年5月19日に技術的助言(条例改正のイメージを参考資料として添付)を発出。 ・上記技術的助言の内容を説明するブロック説明会を、市町村を含む地方公共団体の担当者を対象として全国1箇所で開催(平成29年6月~7月)。 ・地方公共団体の個人情報保護制度(非識別加工情報制度含む)に関する問い合わせ窓口を開設。 ・地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕組みなどについて検討するため、「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会」を開催。 	<予算事業名> 地方公共団体における非識別加工情報の作成・提供方法の検証等	(電子自治体の推進) http://www.soumu.go.jp/denshijiti/.../index.html	11-04	◎総務省	
82	介護ワンストップサービスの推進	取扱機関数(地方公共団体)	ワンストップサービスにより電子申請可能な手続数(地方公共団体ごとの対象手続の合計)	<ul style="list-style-type: none"> - 介護者はどこに相談すればよいか、情報がどこにあるかわからず不安を抱えており、申請手続においてはオンライン化されている手続は少なく負担が発生。 - 介護ワンストップサービスは、要介護者本人や代理人による申請負担軽減を図るサービスを昨年度から開始したところであり、本年度以降、電子申請に係る地方公共団体の業務効率化に関する取組等により、多くの地方公共団体での導入促進を図るとともに、地方公共団体に対する電子申請における申請様式の提示等、地方公共団体や事業者等の負担が軽減されるよう更なる取組について本年度中に検討し、順次実施する。 -これにより、本人や家族の不安及び手続に係る負担が軽減するとともに、ケアマネジャーなどの介護に従事する者の負担軽減が図られ、介護サービス利用者への自立支援や悪化の予防につながるような支援への注力が期待できる。 	手続における情報通信の技術の利用等	平成29年度から	○ ○	本年度以降、電子申請に係る地方公共団体の業務効率化に関する取組等により、多くの地方公共団体での導入促進を図るとともに、地方公共団体に対する電子申請における申請様式の提示等、地方公共団体や事業者等の負担が軽減されるよう更なる取組について本年度中に検討し、順次実施する。		(ひつりサービス) https://app.oss.myna.go.jp/Application/search (介護ワンストップサービス実現に向けた地方公共団体向けガイドラインの掲載について) https://cas.digital-pmo.go.jp/.../DocumentView?Id=a007F0001ZLRv7QAH&p1=%E4%BB%BB%...&pn=1	01-12	◎厚生労働省、内閣官房、内閣府	